

# 飯香岡八幡宮由緒本記

市原市八幡・市川本店文書

元文3年(1738) 飯香岡八幡宮由緒本記写本(一部欠落)

市原市八幡・飯香岡八幡宮文書

元禄10年(1697) 飯香岡八幡宮由緒本記(部分)

宝暦12年(1762) 飯香岡八幡宮御伝記

調査者 市原の古文書研究会

秋葉 平、上田洋子、佐野 彪、高澤恒子、山岸弘明

協力 市川本店、飯香岡八幡宮

平成19年5月版

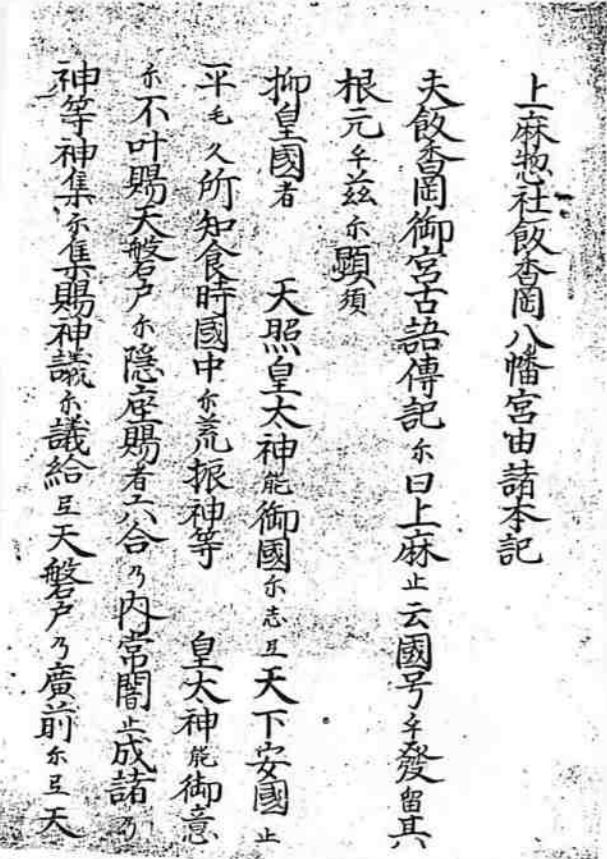
### 注意事項

- ① 本版は本会が編纂を進める『市原の古文書研究』の未定稿です。原文は古語、祝詞、誤字、当て字が多く難解のため、検討用資料として仮まとめしました。
- ② 「由緒本記」は飯香岡八幡宮の「原本」が所在不明のため神杜保管の一部「写し」を参考史料として併記しました。また、一部は「市原市史」などで補完しました。
- ③ 随時追加、修正し、まとめ直すことがあります。

参考 ①市川本店蔵書、②飯香岡八幡宮蔵書。八幡宮蔵書は原本は所在不明。表紙、裏表紙と本文一部をコピー所蔵



①市川本店蔵書



②飯香岡八幡宮蔵書

市川本店蔵書八幡宮関係文書 元禄10年(1697)、元文3年(1738)写本  
飯香岡八幡宮由緒本記



縦帳

それ飯香岡御宮古語伝記に曰(いわ)く、上麻(総)という国号を発するその

根元をここに頭(あらわ)す。

そもそも皇国は天照皇太神(あまてらすおおみかみ)の御国にして天下安国と

平らけく所、知らしめす時、国中に荒振(あらぶる)神など皇太神の御意

に叶わず賜(たまひ)、天の磐(岩)戸に隠れ座(おわし)た

まうは六合(りくごう)の内常闇(とこやみ)と成り諸(もろ

もろ)の

神など神集(かんつどい)に集いたまい、神議に議(はかり)

給(たま)うて天の岩戸の広前(ひろさき)にて天

の御神楽を奏で奉る。八たの鏡、八坂の曲(玉か)、青幣、

白幣、大麻など

磐戸乃廣 鏑調備正被清天 神波 天磐戸予押  
閻天入連雲手伊豆乃十別尔十別三天磐座手放出賜  
此時 天照皇大神者右乃大麻手觀覽座正勅宣曰  
其大麻者能上麻糸利何國生出生出志正 獻慮座時尔  
天津神者東奈留邦手生出生出志正 返言申志我徒是而  
上麻乃國止号須止云云  
又其時天兒屋根命太玉命猶悅賜正此大麻者勝志麻  
奈利止宣布由生出生出志所手勝麻止号須止云云

其後飯香岡止号須留根元者  
人皇十二代景行天皇御宇日本武尊東夷御征伐乃時  
上麻乃國尔御降臨座正當御影山尔御着陳被為有則  
小高岡尔為上給也四方乃景色手覽被為存所至正  
勝景無雙乃靈地尔三面海面漂々止志正 靜浪乃音鼓乃  
聲手發松風森深止志正 琴乃音手起志正 逆々止志正 武  
藏相摸駿河乃富士鏡波乃山蔭海水尔浮魚岸尔踊景  
色有 尊長御覽被為在猶御感悅斜良時刻手移  
色有 尊長御覽被為在猶御感悅斜良時刻手移

悅賜正宣入 飯乃香至極宜志止 依正此勝地手  
飯香岡可謂止宣布是手利飯香岡止号須其以前者  
御影山郷止号須則產神乃社有之祭神者  
大日靈貴尊伊弉諾尊伊弉册尊三柱乃太神御鎮座乃  
靈地也然留尔 人皇四十四代天武天皇乃御勅願尔依  
正八幡宮御勸請志奉從是郷名手八幡郷止号須  
抑 八幡太神波人皇十六代譽田天皇止奉祚皇后三  
韓御凱陳志賜布則丁亥年筑前國宇美宮尔正御降誕  
座天大和國輕島乃明乃宮尔御坐座天天下所知食賜  
布事四十二年御壽一百一十一歲庚午二月十五日明乃  
宮尔正神去賜布翌未乃年河内國長野山乃御陵尔奉  
神祭其後 人皇三十代欽明天皇二十五年甲午此所  
悲始也 八幡三所乃御宗廟御宮殿御割立被為有  
則譽田八幡宮是也

欽明天皇三十二年卯二月十日癸卯乃日豊前國菱形  
池乃邊尔正御託宣被為有賜布尔正

岩戸の広前に鏑(かざり) 調え備えて被い清め、天津神(あま  
つかみ) は天の岩戸を押し  
開き天の八重雲を伊豆の千別に千別て天の岩座を放り出したま  
う。  
この時、天照皇大神は右の大麻を觀覽ましまして勅宣にいわく、  
その大麻はよき上麻なり、何(いず) 国より生まれ出しと觀慮  
まします時に  
天津神は東なる国より生まれ出しと返言申しき、而(しこうし  
て) これより上総の国と号すと云々(うんぬん)。  
またその時、天兒屋根命(あまのこやねのみこと)、太玉命  
(おおたまのみこと) 猶(なお) 悦(よろこび) たまいて、こ  
の大麻は勝(まされ) し麻  
なりと宣(のたま) う。よりて生まれ出し所を勝麻と号すと  
うぬん。  
その後飯香岡と号する根元は  
人皇十二代景行天皇御宇(ぎょう) 日本武尊(やまとたけるの  
みこと) 東夷御征伐の時、  
上総国に御降臨ましまして当御影山に御着陳(陣) あらせらる。  
則(すなわち)  
小高き岡に上がらせたもうて四方(よも) 景色を上覽あらせら  
る所、いたつて  
勝景無雙の靈地にて、海面漂々として静浪の音鼓の  
声を発し、松風森深として琴の音を起こし、遙々として武  
藏、相模、駿河の富士、筑波の山陰、海水に浮かぶ魚、岸に踊  
る景  
色有り、尊(みこと) これを御覽あらせられ、なお御感悦斜め  
ならず、良き時刻を移  
したまうに、これにより官人など酒飯を調え進め奉れば尊こと  
のほか御

悦びたもうて宣(のたまわ) く、□(虫食い) 飯の香に至極宜  
(よろ) しのたもう、よりてこの勝地を  
飯香岡と謂(いう) べしとのたまう、これより飯香岡と号す。  
その以前は  
御影山郷と号す、すなわち産(土) 神(うぶすなかみ) の社こ  
れあり、祭神は  
大日靈貴尊(おおひるめむちのみこと) 伊弉諾尊(いざなぎの  
みこと) 伊弉册尊(いざなみのみこと) 三柱の太神御鎮座の  
靈地なり、しかるに人皇四十四代天武天皇の御勅願により  
て八幡宮御勸請し奉り、これより郷名を八幡郷と号す。  
そもそも八幡太神は人皇十六(五) 代譽田(応神) 天皇と称し  
奉り、皇后三  
韓御凱陳(陣) したまう。すなわち丁亥年筑前国宇美宮にて御  
降誕  
ましまして、大和國輕島の明の宮に御座ましまして、天下の所  
知らしめたま  
うこと四十一年、御壽(年) 一百一十一歳、庚午二月十五日、明  
の  
宮にて神去(かんさり) たまう。翌未の年、河内國長野山の御  
陵に  
神祭(かんまつり) 奉り、その後人皇三十(一) 代欽明天皇二  
十己卯年この所  
へ始めて八幡三所の御宗廟御宮殿御創立あらせらる。  
すなわち譽田八幡宮これなり  
欽明天皇三十二年卯二月十日癸卯の日、豊前國菱形  
池の辺にて御託宣あらせられたまうによりて



人皇三十一代敏達天皇乃勅詔于筑前国宇津宮御創立被爲有此所則 譽田天皇御降誕乃靈地宇津八幡宮是也

抑當宮者 人皇四十代天武天皇勅願于依正白鳳四年勅使櫻町中納言菅原中務少輔而御下向被爲有飯香岡乃清地手御撰有宮殿御創立被爲有速尔奉勸請一國惣社飯香岡八幡太神宮也從是

幡郷止号須地名手飯香岡止奉称則御勸請記左尔記須

上麻国市原庄八幡郷飯香岡

八幡太神宮 御勸請記

人皇四十代天武天皇詔旨于以正飯香岡尔奉鎮座神皇靈波 人皇十六代譽田天皇譽田別尊登奉称天八幡大神登奉祝崇 欽明天皇三十三年卯年為本朝

安国鎮護能前国菱形池乃邊尔如免自神明能功徳子頭志給 因白鳳四己亥年任皇太神能尊告尔為 朝廷寶位無動武運延長國家安泰五穀成純乃被為在 勅願則 天皇詔旨于以正清淨乃地手擇定上麻乃國飯香岡能下津磐根尔宮柱太敷立和以中殿尔譽田別尊左殿尔息長帶姫尊右殿尔玉依姫尊三柱能皇太神美頭乃御舍尔奉鎮座閑東第一能宗廟一國總司社八幡本宮登奉称 勅使從三位櫻町中納言季滿御幣奉使從四位菅原中務少輔時春郷向

郷御下向被爲有吉日良辰手擇定謹畏美奉勸請也 八幡三所乃御宗廟一國總司社八幡太神宮是也

白鳳四年三月十五日 敬白

詔旨日

天皇詔旨于以上麻能國飯香岡能下津磐根尔称辞 竟奉八幡大神能前尔申給者又太神能柱七給也 神皇御記卷之八 白鳳四年三月十五日

人皇三十一(三十)代敏達(びたつ)天皇の勅詔をもって筑前国宇美宮

御創立あらせられ、この所すなわち菅田天皇御降誕の靈地宇美八幡宮これなり。 ともそも当宮は人皇四十代天武天皇の勅願によりて白鳳四年、勅使櫻町中納言、菅原中務少輔而御下向あらせられて飯香岡の清地を御選びありて、新たに宮殿御創立あらせられ速やかに勸請奉り、一國総社、飯香岡八幡太神宮なり。これより八幡郷と号す。地名を飯香岡と称し奉る。すなわち「御勸請記」左に記す。

上総国市原庄(庄)八幡郷飯香岡 八幡太神宮 御勸請記

人皇四十代天武天皇の詔旨をもって飯香岡に鎮座奉る 神皇靈は、人皇十六(十五)代菅田(ほんだ)天皇、菅田別尊(わけのみこと)と称し奉りて 八幡大神と祝い崇(あがめ)奉る。欽明天皇三十二年卯年本朝

安国鎮護のため豊前国菱形池の辺にて始めて神明の功徳を頭(あらわ)したまう、よりて白鳳四己亥年皇太神の尊告に任せ、

朝廷のため宝位動(ゆるぎ)なく、武運延長、国家安泰、五穀成就の 勅願あらせらる。すなわち天皇の詔旨をもって清淨の地を択定(たくじょう)、上総国飯香岡の下津磐根に宮柱太敷(ふとし)く)立ちて、

中殿に菅田別尊、左殿に息長帶姫尊(おきながたらしひめのみこと)、右殿に玉依姫尊(たまよりひめのみこと) 三柱の皇太神美頭の御舍(みや)に鎮座奉りし、閑東第一の宗廟一國總司社八幡本宮と称し奉る。勅使從三位櫻町中

納言季滿御幣使い奉り、從四位菅原中務少輔時春郷向 郷御下向あらせられ、吉日良辰(りょうしん)を択定、謹み畏(かしこ)み勸請し奉り、

八幡三所の御宗廟一國總司社八幡太神宮これなり。 白鳳四年三月十五日 敬白

詔旨(に)いわく

天皇が詔旨をもって上総の国飯香岡の下津磐根に称辞(となえごと)おえ奉る八幡太神の太前に申し給わく、太神の任じ乞い給うに、 新たに宮柱太しく立て神宝、御装束を鏝(かざり)調(ととのえ)備えて被い清めん持

大御手天地日月止共堅誓亦平七久安七久御坐座  
未武止枚代止進給命手從三位中納言季滿從四位  
中務少輔時春爲使進祭奉此狀平平七久安七久  
聞食給命入止申壽

白鳳四年三月十五日

詔旨曰

天皇我詔旨及掛畏敷八幡太神能大前申給者久  
欽明天皇乃時始先心神明能德手顯給而禮代乃大幣  
帛手令發進免吉日良辰手擇定從三位中納言季滿  
從四位中務少輔時春爲使御幣帛手令捧持進給  
而御命手申給者入止申  
辭別亦申給者入八幡太神能冥助手此狀平平七久  
安七久聞食心天皇我朝廷寶位無動久常誓堅誓亦夜  
乃守日乃守護奉賜此心正直武運延長亦護恤給倍  
止畏美畏美心顯給者入止申

白鳳四年三月十五日

宣命曰

陽之能天地勢也以天地之勢爲能故陽能明也陽之性  
天地命也以天地之命爲性故陽能事正陽勢天力也以  
天地之力爲勢故陽能養物陽之命天地性也以天地爲  
命故陽能壽長陽之力天地能也以天地之能爲力故陽  
能健也陽之力通火勢以天地之能爲力故能万物有力

也於呼陽德矣哉  
神生其中

天神天皇神波元來不隱給元來不顯給顯人  
隱座顯神代波人代隱亦理人代波神乃代乃  
顯亦理人波顯立神手暗心神波隱立人手明  
須大元尊神此座仁降臨萬歲々々

白鳳四年三月十五日

忌わりて殊(こと)に吉日良辰を択定して鎮座進めたまうこと  
は畏き  
大神を天地日月とともに堅誓(かきわ)に平らけく安らけく御  
座ましましめんと□(礼か)代と進め給う。命を從三位中納言  
季滿、從四位  
中務少輔時春使わして進祭奉る。この狀に平らけく安らけく  
聞こしめしたまわくと申す。

白鳳四年三月十五日

詔旨(に)いわく

天皇が詔旨と掛けかしくき八幡太神の大前に申したまわく。  
欽明天皇の時はじめて神明の徳をあらわしたまう。礼代の大幣  
はくを發進せしめ、吉日良辰を択定して、從三位中納言季滿、  
從四位中務少輔時春使いとして御幣はくを捧(奉か)持せしめ  
て進めたまう。御命を申したまわくと申す。  
辭別に申したまわく八幡太神の冥助をもって、この狀を平らけ  
く  
安らけく聞こしめして、天皇が朝廷宝位ゆるぎなく、常誓かき  
わに夜  
の守り、日の守護幸いたまいて正直に武運延長に護りうれえた  
まえと  
畏(かしこ)みかしこみも申したまわくと申す。

白鳳四年三月十五日

宣命(に)いわく

陽(よう)の体(てい)は天地の勢(せい)なり、天地の勢を  
もって体となす、ゆえに陽よく明なり、陽の性  
天地の命なり。天地の命をもって性となす、ゆえに陽よきこと  
正に陽勢天力なり、  
天地の力をもって勢となす、ゆえに陽よく物を養う、陽の命は  
天地の性なり、天地をもって  
命となす、ゆえに陽よく壽長なり、陽の力は天地の体なり、天  
地の体をもって力となす、ゆえに陽  
よく健なり、陽の力は火勢を通す、天地の体をもって力となす、  
ゆえによく万物の力あるもの  
なり、ああ陽徳かな  
神はその中に生まれる。

天神天皇神は元來隠れたまわす、元來顯(あらわ)れたまわす、  
人にあらわれ

隠れおわす、神代は人代隠るより、人代は神の代の  
あらわれなり、人はあらわれて神を暗くし、神は隠れて人を明  
らかに

須大元尊神この座に降臨す、万歳、万歳。  
白鳳四年三月十五日

惠雲院関白御判

日本武尊  
仲哀天皇  
經津主命

左殿 息長帯姫  
中殿 譽田天皇  
右殿 玉依比咩

猿田彦命

寛平六甲寅年御託宣  
依青野原より當宮御  
相殿より永代御遷座  
成り給

天穗日尊  
住吉太神

事代主神

御影社祭神三座

伊弉諾尊  
大日靈尊  
伊弉册尊

若宮社祭神

菟道皇子  
仁徳天皇  
久禮比咩  
宇禮比咩

海部社祭神

高良社祭神

豊玉彦命  
豊玉姫命  
塩土老翁命  
武甕槌命  
武内大臣  
大己貴命

惠雲院関白御判

日本武尊  
仲哀天皇  
經津主命

左殿 息長帯姫  
中殿 譽田天皇  
右殿 玉依姫

經津主命 (ふつぬしのみこと)

猿田彦命 (さるだびこのみこと)

寛平六甲寅年御託宣によりて  
青野ヶ原より當宮御相殿に  
永代御遷座あらせら

右相殿

天穗日尊 (あめのほひのみこと)  
住吉太神 (すみのえおおかみ)  
事代主神 (ことしろぬしのかみ)

御影社祭神三座

伊弉諾尊  
大日靈尊  
伊弉册尊

若宮社祭神

菟道皇子  
仁徳天皇  
久禮姫 (くれひめ)  
宇禮姫 (うれひめ)

海部社祭神

高良社祭神

豊玉彦命 (しおつちのおきなのみこと)  
塩土老翁命 (たけみかずちのみこと)  
武甕槌命 (たけしおおみ)  
武内大臣 (たけしおおみ)  
大己貴命 (おおなむちのみこと)

天神社祭神

神皇産靈尊  
天御中主尊  
高皇産靈尊  
菅原道真公

康保四卯年二月御神託  
依本宮より御遷座成り有

右五社者攝社也

祝詞

天皇我御命乎以鎮利座須恐成八幡太神能太前  
白久皇太神能乞賜能任尔千早振八幡乃御飯香固能  
下津磐根尔宮柱太敷玄高天原尔千木高知臣天能御  
蔭日乃御蔭登定奉能貢流神寶御弓御太刀御鏡御鉞  
御槍御馬御鈴引並備奉流御取波明多閑照多閑和  
多閑荒多閑中任奉能四方能國能進礼流御調能荷前  
取並御酒能能上高知能腹滿並山野物波甘

右五社は攝社なり

祝詞 (のりと)

天皇が御命をもって鎮(しずま)りまします恐(かしこ)き八  
幡太神の大前に  
白(もうさ)く、皇太神の乞賜の任せに千早ぶる八幡の郷、飯  
香岡の  
下津磐根に宮柱太しく立て、高天原に千木高くして天の御  
影、日の御影と定め奉りて貢がる神宝、御弓、御太刀、御鏡、  
御鉞(ほこ)、  
御槍、御馬、御鈴引き並べて備え奉る、御服は明多(さわ)に  
閉じ、照さわに閉じ、和  
さわに閉じ、荒さわに閉じに任せ奉りて四方(よも)の國の進  
めらる御調(みつぎ)の荷前に  
取り並べて御酒は□の上高知□の腹満つ並べて山野物は甘

菜辛菜與都葉菜邊津藻菜青海原物波鱸能廣物鱸  
能狹物雜々物乎如橫山能置高成獻流宇豆能大幣  
帛乎足幣帛登平入安入所聞食登皇大神乎稱特竟奉  
流登白頭如此仕奉依皇御孫能命能御世乎入足  
御世乎長能御世亦齋此奉流常幣堅幣亦幸閉奉利  
參集仕奉流王等臣等百能官人等天下公民亦至滿  
安入樂入天皇我朝廷亦伊加志夜具波江能如久立  
榮志亦賜登稱特竟奉良入登白頭

神功徳白

柳八幡大神波人皇十六代譽由天皇止奉稱御父君波  
成務天皇乃皇子仲哀天皇足仲彦尊止奉稱御母君波  
開化天皇四世乃孫息長帶姫尊止奉稱譽由皇子皇后  
乃御胎中亦御座堅頭時亦辛巳年九列乃逆賊乎平し  
三韓乎平定志賜比天速亦御凱陣賜則丁亥年御  
歸朝被為有時同年十二月十四日丁亥日筑前國蚊田  
乃鄉宇美乃宮亦御降誕座天譽由皇子止奉稱則譽

田天皇譽田別尊止奉稱亦畏畏天照皇太神乃銜統  
乃太神亦座須蒸御神徳乃御光無曇御座堅給布依立  
天下諸臣黎民亦至滿立奉尊敬神光萬國亦曜志給布  
事實亦天照皇太神乃御正統亦座須天津日祚乎代々  
乃天皇神孫亦永入傳給布神明冥助乎可奉仰天地亦  
經緯亦留本朝文武乃太祖乃太神亦座立天理自然亦  
依立心正志身乎倫克五倫五常乎明亦志立象齋國家  
乎長入治天下平成事乎我國亦教尚錦綾乎織始也  
黎民乎教施給布太神亦座須天地亦所在乃氏乎濕志

賜由故亦吾邦生人貴賤乎不旁以歷亦奉仰尊其御神  
徳乃難有目出度事筆紙亦難盡依之世乃天皇御勅願  
厚味亦為天皇我朝廷寶位無動天下泰平武運延長  
五穀豐饒皇畝降伏之諸國亦御勸請被為有實亦難有  
御神徳也

皇親比太神亦人皇十四代足仲彦天皇后亦仲哀天  
皇足仲彦尊止奉稱日本武尊第二乃皇子景行天皇乃  
御孫也御母君亦人皇十一代垂仁天皇乃御皇女兩道

菜、辛菜、與つも采、辺津も采、青海原の物の鱸（ひれ）の広  
きもの、ひれ  
の狭きもの、雑々ものを横山のごとく置き高なりて献（たてま  
つ）る、宇豆の大幣  
はくを幣はくと足（たり）、平らけく安らけくところ聞こしめ  
すと皇太神をとなえごとおえ奉  
ると白（申）す、かくのごとく仕え奉るによりて皇御孫の命の  
御世（みよ）平らけくたり  
御世に、手長の御世に齊（いわ）い奉る常幣（ときわ）かきわ  
に幸閉ざし奉り  
参り集いて仕え奉る王等臣等百の官人等、天下公民に至るま  
で安らけく樂しく天皇が朝廷にいかしやく波えのごとく立ち  
榮えしめたまえととなえごとおえ奉らくと申す

神功徳（に）いわく

そもそも八幡大神は人皇十六代譽由天皇と稱し奉る。御父君は  
成務天皇の皇子仲哀天皇、足仲彦尊（たらしなかつひこのみこ  
と）と稱し奉る。御母君は  
開化天皇四世の孫、息長帶姫尊と稱え奉る、譽由皇子、皇后  
の御胎中に御座まします時に、辛巳年九州の逆賊を平らけ  
三韓を平定したまいて速やかに御凱陣したまう。すなわち丁亥  
年御  
歸朝あらせられ、時に同年十二月十四日丁亥日、筑前國蚊田  
の郷宇美の宮にて御降誕おわして譽由皇子と稱え奉り、すなわ  
ち譽

田天皇、譽田別尊と稱え奉る。かたじけなくもかしこき天照皇  
太神の垂統  
の太神におわす。その御神徳の御光は曇りなく御座ましました  
まう。よりにて  
天下諸臣、黎（れい）民に至るまで尊敬奉り、神光万国に曜  
（かがやか）したまう  
（かがやか）したまう  
事实上天照皇太神の御正統におわす。天津日祚を代々  
の天皇神孫に永く伝えたまう神明冥助（みょうじよ）を仰ぎ奉  
るべし、天地に  
經緯たる本朝文武の太祖の太神におわして天理自然に  
よりにて心正し身を修め、五倫五常を明らかにして家を齊（いつ  
き）國家  
を長く治める。天下平らなることをわが國に教え、なお錦綾を  
織り始め  
れい民を教え施したまう太神におわす、天地におわす所、万民  
を湿（うるお）し  
たまう。ゆえにわが國、生人貴賤を分かつたず、ただ歴に仰せ尊  
び奉る。その御神  
徳のありがたくめでたきこと筆紙に尽くしがたく、これにより  
世々天皇御勅願  
厚く、ことに天皇がため朝廷宝位ゆるぎなく、天下泰平、武運  
延長、  
五穀豐饒（穰）、異敵降伏の諸國に御勸請あらせられ、実にあ  
りがたき御神徳なり。

皇親比太神は人皇十四代足仲彦天皇后に仲哀天  
皇、足仲彦尊と稱え奉り、日本武尊第二の皇子景行天皇の  
御孫なり。御母君は人皇十一代垂仁天皇の御皇女兩道



入比賣尊止奉称成務天皇十九己巳年仲哀天皇御降  
誕被爲在御玉體最見々敬御夫一夫尔御坐座神明英  
勇の太神也成務天皇皇子御座不坐依五四十八年  
春三月朔日仲哀天皇子立皇太子止給布士申年  
正月十一日御即位被爲在近江國志賀郡守立是乎  
高穴穗宮止奉号仲哀天皇二年癸酉二月六日越前國  
前懸止奉志賜則行宮乎立皇御坐座須此所乎筍飯乃  
宮止号同九年庚辰年九列乃賊徒熊襲征伐尔幸被爲  
右同年二月六日筑前乃國香椎乃宮尔立神去賜布長

門乃國豐浦郡豐浦宮尔奉神事忌宮是也天下知食給  
事九年御壽五十三歳也其后 人皇三十四代推古天  
皇御宇仲哀天皇乃御神靈御託宣被爲有尔依三越前  
乃國用鹿那天筒奉尔奉鎮座此太神止奉尊敬鎮國  
神明英武乃太神也

皇親息長帯姫尊有人皇九代開化天皇四世乃御孫息  
長宿祢御母君者葛城高嶺姫止奉称成務天皇四十年  
庚戌年皇后御降誕止給布御歳二十四歳乃時夫乃君

仲哀天皇香椎宮尔立神去賜事乎深御款被爲在賜立  
只願尔太神乃教尔隨賜立欲財塞乃國乎求止其時  
九列乃賊徒熊襲乎討給布又時日乎不經止立自服从  
荷持田村尔羽白熊鷲止云逆賊有皇后此徒乎欲討七  
止依立筑前國層増岐野尔兵乎拳立羽白熊鷲乎輒入  
討給布日乎經立既尔對馬乃國尔至則荒魂乎差招立  
軍乃先鋒止云和魂乎請立王給鎮止云冬十月三日  
徒和珥津立賜布時飛廉風乎起陽使浪乎上海中乃大  
魚悉入浮出船乎差授煩風起恍乎吹立浪尔隨立搥揖

乎不勞忽知及新羅國中尔是天神地祇海神悉又皇后  
尔助力也賜事乎知皇后既尔新羅國尔至諸軍尔詔旨  
志天責立新羅王懼恐可詮乎不知諸人集立曰新羅國  
徒開立志已承海水國中尔登事吾未聞若天運盡立  
國既尔海尔成乎哉止言毛不終最早饒鐘海上尔滿々  
止志立旌旗日尔輝起鼓吹乃聲乎山川悉尔震動志新  
羅王望道尔思乃外乃軍兵正尔己如國乎七年止思此  
心圓居尔新羅王申立曰我聞尔東尔神國在日本止曰  
又聖王天皇止曰尔其國乃神兵成乎止懼恐自囚止成

入比賣尊(ふたじのいりひめ)と称え奉る。成務天皇十九己丑  
年、仲哀天皇御降誕  
あらせられ、御玉體最も見(神)々しく御文一丈におわします  
神明英  
勇の太神なり。成務天皇皇子御座まします、よりに四十八年  
の  
春三月朔日(ついたち)、仲哀天皇を立て皇太子としたまう。  
壬申年  
正月十一日、御即位あらせられ近江国志賀に都を立て、これを  
高穴穗宮(たかあなほのみや)と号し奉る。仲哀天皇二年癸酉  
二月六日、越前國  
角鹿に幸(みゆき)したまい、すなわち行(かり)宮を立てて  
御座まします。この所を筍飯(けひ)の  
宮と号す。同九年庚辰年九州の賊徒熊襲(くまそ)征伐に幸あ  
らせられ、  
同年二月六日、筑前國香椎(かしい)の宮にて神去(かんさり)  
たまう。長  
門國豊浦郡豊浦宮に神葬(かんはぶり)奉る。忌宮これなり。  
天下知ろしめたまう  
こと九年、御年五十三才なり。その後、人皇三十四(三代)推  
古天  
皇御宇、仲哀天皇の御神靈、御託宣あらせられるによりて越前  
國角鹿天筒(あまづつ)峰に鎮座奉り氣比(けい)太神と尊び  
敬い奉る、鎮國  
神明英武の太神なり。

皇親息長帯(足)姫尊は人皇九代開化天皇四世の御孫息  
長宿祢(おきな)のすくね、御母君は葛城の高嶺か姫と称し  
奉る。成務天皇四十年  
庚戌年、皇后御降誕したまう御年二十四才の時、夫の君

仲哀天皇香椎宮にて神去りたまうことを深くお歎(嘆)きあら  
せられたまいて、  
ただ願みるに太神の教えにしたがいたまいて財塞(さい)の國  
を求めんと欲(おも)す。その時  
九州の賊徒熊襲(くまそ)を討ちたまう。また、時日を経ずし  
て自(おの)ずから服(まつろ)いぬ。  
荷持田(のとりた)村に羽白熊鷲(はしろくまわし)という逆  
賊あり、皇后この徒を討ち亡(ほろ)ぼさんと欲す。よりに筑  
前國層増岐野(そそきの)に兵を擧げて羽白熊鷲をたやす  
討ちたまう。日をへてすてに對馬國に至る。すなわち荒魂(あ  
らみたま)を差し招いて軍の先鋒(さき)とし、和魂(にきみ  
たま)を請(ね)ぎて王船(みふね)鎮めんとして冬十月三日、  
徒、和にの津立ちたまう。時に飛廉(かせ)の風を起し、  
陽侯(うみのかみ)浪を上げ、海中の大魚ことごとく浮かび出  
船を差し挟(はさ)み、順風(おいかぜ)帆を起し吹きて浪  
にしたがいてかじ楫(かい)を勞(いたつ)かず、忽(たちま)  
ち新羅(しらぎ)國中に及ぶ、これ天神(あまつかみ)、地祇  
(くにつかみ)、海神ことごとく皇后に助力したまうことか。  
皇后すでに新羅國に至るを知る。諸軍に詔旨して實(攻)め立  
て、新羅王懼(おそれ)恐れ詮(せん)すべきを知らず、諸人  
集いていわく、新羅國を開き立てしより已(以)来、海水(う  
しお)の國中に登ることわれ未だ聞かず、若(けだし)天運尽  
きて國すでに海に成らんかというも終わらず、もはや饒鐘(い  
くさぶね)海上に満々として旌旗(はた)日に輝き、鼓吹(つ  
づみふえ)の声を起して山川ことごとく震え動かし、新羅王  
遙に望み思いの外の軍兵、正に己が國をほろぼさんと思ひ心円  
居(まどい)ぬ。新羅王 申していわく、われ聞くに東に神國  
日本(やまと)ありという。また聖王(ひじりのきみ)天皇と  
いう。必ずその國の神兵ならんと懼(おそれ)恐れ自ら囚(と  
らわれ)とな





宮殿御創立被為右則中殿八幡大神左殿息長帯姫  
尊玉依姫尊右殿住吉太神太祖權現奉勸請也

皇后三韓御征伐の時御助力乃太神中頭賜比  
武内宿禰命五宣告被為有給太神也則

神風伊勢國百傳度逢縣折鈴五十鈴宮尔居撞賢木殿  
之御魂天疎向津媛命是者廣田大明神荒祭宮止回

休則天照皇太神也  
又頭座神有幡菽穗出吾也論尾田吾田節之淡部尔居

阿波國阿波郡使布都神是者武甕槌命也  
又頭座神者於天代於虛尔事代玉籤入彦嚴之事代主

神也  
又頭座神者於日向國橋乃小門乃水底所底而水葉推  
之出后神名表筒男中筒男底筒神

是者住吉大明神也  
又皇后三韓御征伐乃時御神誓乃御神者筑紫高津峯

尔天降座大水神二神則  
大倉主神菟夫羅比賣神乃二神降臨乃靈地也

宮殿御創立あらせられ、すなわち中殿八幡大神、左殿に息長帯  
姫尊、玉依姫尊、右殿に住吉(すみのえ)太神、太祖權現勸請奉  
るなり。

皇后三韓御征伐の時、御助力の太神の中に頭れたまいて  
武内宿禰に命(みこと)のりして宣告あらせられたまう。太神  
にはすなわち

神風伊勢國百伝度逢縣折鈴(ももづたうわたらいのあがたのさ  
くすず)五十鈴(いすず)宮に居す。撞賢木殿  
之御魂天疎向津媛命(つきさかきいつのみたまあまさかるむか  
つひめのみこと)これは広田大明神、荒祭宮と同

休(体か)、すなわち天照皇太神なり。  
また頭わします神は幡菽穗(はたすすきほ)に出し吾なり。

尾田吾田節之淡部(おだのあがたふしのあわのこおり)におい  
ておる阿波國阿波郡使布都神(たけふつのかみ)これは武甕槌  
命(たけみかづちのみこと)なり。

また頭わします神は天代に、虚(そら)に事代玉籤入彦嚴  
(ことしろたまくいりびこいつ)の事代主(ことしろむし)  
神なり。

また頭わします神は日向國の橋の小門(おど)の水底(み  
なそこ)にいて水葉(みなは)も稚(わかやか)  
の出いる神、名は表筒男(うわづつのお)、中筒男(なかつつ  
のお)、底筒男(そこづつのお)、

これは住吉大明神なり。  
また皇后三韓御征伐の時、御神誓の御神は筑紫高津峯に天降  
(あまくだり)まします大水神(おおみかみ)二神、すなわち  
大倉主神、菟夫羅比売神(うぶらひめのかみ)の二神、降臨の  
靈地なり。

當宮者 人皇四十四代天武天皇乃御勸願尔志大宮  
柱太敷立天奉勸請御勸使奉幣帛一國惣鎮守  
八幡太神宮止奉祢靈驗日々新尔志上朝廷下萬民  
尔至迫悉久奉尊敬則當宮神家乃葦奉蒙勸子累代  
奉仕官又宮殿社格相定神田領拾貳町御寄附被為右  
者也

人皇四十四代元正天皇御宇靈龜二丙辰年勸宣尔依  
五上麻國乃内四郡乃分安房國止割分置其時國史記  
清人當宮御祈願速尔靈驗尔依五為報賽乃御叙一振  
奉神納者也

人皇四十六代孝謙天皇御宇天平勝寶元己七年  
當宮殿御造營被為右

同帝御宇、天皇勸詔をもつて菅田天皇を応神天皇と

當宮は人皇四十四代天武天皇の御勸願にして大宮  
柱太しく立て勸請奉り、御勸使幣はく奉り、一國総鎮守、  
八幡太神宮と稱し奉り、靈驗日々新たにして上は朝廷、下は万  
民  
に至るまでことごとく尊敬奉り、すなわち當宮神家の輩(とも  
がら)勸をこうむり奉り累代  
仕官奉り、また宮殿、社格相定め神田領十二町御寄付あらせら  
るものなり。

人皇四十四代元正天皇御宇、靈龜二丙辰年勸宣により  
て上総國の内四郡を分け、安房國と割り分け置き、その時國史  
記す。  
清人、當宮御祈願速やかに靈驗によりて報賽(ほうさい)のた  
め御叙一振り  
神納奉るものなり。

人皇四十六代孝謙天皇御宇、天平勝寶元己丑年、  
當宮殿御造營あらせられる。

同帝御宇、天皇勸詔をもつて菅田天皇を応神天皇と

御謚<sub>予</sub>奉尊敬則八幡太神<sub>乃</sub>御事也。  
皇親息長帶姫尊<sub>予</sub>神巧皇后登御謚<sub>予</sub>奉尊敬聖母太  
神又者香推大明神<sub>登</sub>奉<sub>祢</sub>  
從是后八幡太神<sub>予</sub>應神天皇<sub>止</sub>奉<sub>祢</sub>御母神<sub>予</sub>神巧皇  
后<sub>止</sub>奉<sub>祢</sub>也

人皇五十四代仁明天皇御宇承和七庚申年七月  
八幡郷<sub>乃</sub>浦海上夜每<sub>亦</sub>光明輝事不尋常里人大<sub>亦</sub>懼

恐奇異乃思<sub>予</sub>成着神明<sub>乃</sub>崇<sub>予</sub>毛可有哉止恐敬當社  
亦於<sub>五</sub>祈願有之<sub>氏</sub>子乃者共信心不怠七日滿留其夜  
海上乃光速<sub>亦</sub>消然<sub>亦</sub>又不思議成<sub>武</sub>郷内青野<sub>ケ</sub>原<sub>亦</sub>  
光輝事頻<sub>利</sub>奈理諸人是<sub>予</sub>見<sub>五</sub>猶驚漸々海水引退<sub>五</sub>  
曉頃<sub>亦</sub>郷人集<sub>比</sub>五其所<sub>亦</sub>望<sub>天</sub>到理<sub>奴</sub>礼者忽然止<sub>志</sub>  
五光消<sub>奴</sub>不測成<sub>武</sub>御鼻高乃御神面御威徳最<sub>見</sub>々散  
弥高<sub>亦</sub>御座<sub>坐</sub>今礼者里人共大<sub>亦</sub>怪<sub>予</sub>所虛空<sub>亦</sub>聲有  
五神告<sub>白</sub>我者是<sub>皇</sub>基守護神<sub>船</sub>玉命也汝等古風神  
面<sub>備</sub>度逢<sub>乃</sub>折鈴五十鈴乃宮<sub>亦</sub>參籠<sub>乃</sub>時誓<sub>結</sub>成<sub>志</sub>

為國家海陸守護之今茲<sub>亦</sub>漂着須速<sub>亦</sub>可為進祭止雲  
亦響<sub>五</sub>聞<sub>毛</sub>礼者里人共大<sub>亦</sub>恐<sub>敬</sub>忽知當社<sub>注</sub>注進有  
之早速神官<sub>乃</sub>者奉守護國守日高<sub>亦</sub>及注進國守今曉  
靈夢<sub>予</sub>蒙<sub>志</sub>亦符合須依<sub>五</sub>國守<sub>乃</sub>御寄附<sub>亦</sub>則青野  
ケ原<sub>亦</sub>一社<sub>予</sub>造<sub>立</sub>志速<sub>亦</sub>奉鎮座<sub>後</sub>田彦大神是也神  
変不測乃太神可奉尊敬神靈也

人皇五十四代仁明天皇承和十癸亥年三月從四位勘  
解由長官御勅使御下向被<sub>為</sub>右

天皇朝廷為令寶位無動國家太平之御勅願奉幣<sub>予</sub>  
一社一同抽精祈奉祈誓者也

人皇五十七代陽成院元慶二戊戌年十二月九三日檀  
日宮<sub>亦</sub>三御託宣被<sub>為</sub>有尊告曰新羅之虜船欲向我國  
亦宣<sub>為</sub>之備旨御託宣也因茲從五位上刑部大輔弘道  
被遣御勅使伊勢太神宮<sub>予</sub>奉始諸列八幡太神宮<sub>乃</sub>御  
冥助加護祈精乃御勅願被<sub>為</sub>有依<sub>五</sub>於當宮<sub>亦</sub>新羅虜  
船降伏<sub>天下</sub>泰平<sub>實</sub>作悠<sub>久</sub>御祈禱抽丹誠令修行者也

御謚（おくりな）を尊び敬い奉る。すなわち八幡太神の御事なり。  
皇親息長帶姫尊を神功（じんぐう）皇后と御おくりなを尊び敬い奉る。聖母太  
神または香椎（かしい）大明神とも称し奉る。  
これより後、八幡太神を応神天皇と称し奉り、御母神を神功皇后と称し奉るなり。

人皇五十四代仁明天皇御宇承和七庚申年七月、  
八幡郷の浦、海上夜ごとに光明輝くこと尋常ならず里人大いに懼（おそれ）  
恐れ奇異の思いをなし、もし神明の祟りをもあるべきやと恐れ敬い当社  
において祈願これあり、氏子の者ども信心怠らず、七日満るその夜  
海上の光り速やかに消え、しかるにまた不思議なるかな、郷内青野が原に  
光り輝くことしきりなり、諸人これをみてなお驚き漸々（ようよう）海水引き退き、  
曉ころに郷（さと）人集いてその所に望みどりぬれば忽（こつ）然とし  
て光り消えぬ。不測なるかな御鼻高の御神面、御威徳もつとも光々しく、  
いよいよ高に御座ましましたければ、里人ども大いに怪しむところ、虚空（こくう）に声あり  
て神告にいわく。われはこれ皇基守護神船玉命（ふなたまのみこと）なり。なんじら古（いにしえ）風神、  
百伝度逢（ももづたうわたらい）の折鈴（さくすず）五十鈴の宮に参籠の時誓い結びを成し、

國家海陸守護のため今ここに漂着す。速やかに進祭なすべし、と雲  
に響きて聞きもれば里人ども大いに恐敬したちまち当社へ注進これあり、早速神官の者は守護し奉り國守日高に注進に及び、國守今曉  
靈夢をこうむりしに符号す、よりに國守の御寄付にてすなわち青野  
が原に一社を造立し速やかに鎮座奉る猿田彦大神これなり。神変不測の太神尊び敬い奉るべき神靈なり。  
人皇五十四代仁明天皇承和十癸亥年三月從四位勘解由長官御勅使御下向あらせられ  
天皇朝廷宝位ゆるぎなく、國家泰平の御勅願せしむるため幣はくを奉りる。  
一社一同精祈にぬきんで祈誓奉るものなり。

人皇五十七代陽成院元慶二戊戌年十二月二十二日檀  
日宮にて御託宣あらせられ、尊告げて曰く、新羅の虜船わが國に向わんと欲するに、よろしくこのため備えべき旨御託宣なり。  
ちなみにここに從五位上刑部大輔弘道、  
御勅使遣わされ、伊勢太神宮を始め奉り諸州八幡太神宮の御冥助、加護、祈精の御勅願あらせられ、よりに當宮において新羅虜  
船降伏、天下泰平、宝祚悠久御祈禱丹誠にぬきんで修行せしむるものなり。



翌元慶三己亥年御冥助為報賽宮殿御造宮尚泰平之  
精祈可抽之旨被為仰附者也

御神告由三御遷座

人皇五十八代宇多天皇御宇寬平六甲寅年當郡青野  
原奉鎮座所乃御神靈神膚不叶給御託宣被為  
在宣告曰吾者是神風伊勢國百傳鈴五十鈴乃川上  
生坐猿田彦太神也國家安泰五穀豐饒惡魔降伏乃

為茲爾顯留此地狹志速尔大神乃廣前尔可有遷座止  
宣布由立命乃任七賜尔早速飯香岡江御遷座被為有  
則八幡宮御相殿尔奉鎮座猿田彦太神也則神代乃  
御面相乎奉移天兒屋根命乃御真作尔座須止云云

附其昔當郡乃人百傳度逢縣乃拵御影詣乃時都波  
岐乃社乃御神御神告被為有處不測成哉其夜御鼻  
高乃御神面故有豆度逢乃海中尔入止見患加忽知  
浪中尔隱座臣不頭賜里人等帰國乃后當郡青野  
原光生座賜布靈驗不測乃御神躰也

人皇六十二代村上天皇御宇康保三寅年二月當浦海  
上俄尔覆曇風雨頻尔起立此時獵船周章騷小舩乃者  
共元船一艘尔乘移利漁夫等二十八人乃者共艘撤押  
立处退車止欲途乎失此難風乃中尔漂流志山海乃見  
分無更逆浪既尔舩中尔溢入人命危可凌午段晝景一  
心不乱尔當宮八幡太神乎奉祈所神明不測乃御冥助  
舩中尔放光賜布忝尔天神乃御姿為赫奕止頭賜三御  
神告被為有吾社者築紫尔生坐管家乃神靈也年曆海  
中尔漂事久志時成哉汝等薄命乎汝年多女今茲尔現

也速尔大宮是遷座可有止御託宣也依之魚夫等太尔  
悦奉感拜所不測成哉忽知風雨晴渡不思也

八幡宮鳥居前尔着舩須漁夫等奉恐敬早速神官馳着  
御神体乎奉拜見尔御姿弥高尔座速尔宮殿江奉遷座  
志

其后康保四卯年二月御神託被為有尔由三天神社御  
相殿尔奉鎮座天神宮是也神明不測乃御神像可尊敬  
太神也

翌元慶三己亥年、御冥助報さいとして宮殿御造宮、なお泰平の  
精祈これをぬきんずべき旨仰せ付けなされるものなり。

御神告によりて御遷座

人皇五十八(九)代宇多天皇御宇、寬平六甲寅年當郡青野  
が原に鎮座奉るところの御神靈、神慮を叶い給わず、御託宣  
あらせられ宣告にいわく、われはこれ神風、伊勢國百傳鈴、五  
十鈴の川上

に生まれまします猿田彦太神なり、國家安泰、五穀豐穰、惡魔  
降伏の  
ためここに顯る、この地狹し速やかに大神の広前に遷座あるべ  
しと

のたまう、よりて命の任に乞いたまうに、早速飯香岡へ御遷座  
あらせられ、

すなわち八幡宮御相殿に遷座奉る猿田彦太神なり。すなわち神  
代の

御面相に移し奉る。天兒屋根命の御真作にましますとうんぬん。  
附(つけたり)その昔、當郡の人百傳度逢縣の振御影詣の時、  
都波

岐(つばき)の社の御神、御神告あらせらるところ、不測な  
るかなその夜御鼻

高の御神面ゆえありて度逢(わたらい)の海中に入ると見え  
しがたちまち

浪中に隠れましまして頭れ賜わず里人ら帰國の後、當郡青野  
が

原に光り生まれましました賜う、靈驗不測の御神体なり。

人皇六十二代村上天皇御宇、康保三寅年二月、當浦海

上俄(にわか)に曇り覆い、風雨しきりに起こり立ち、この時  
獅(漁)船周章(あわて)騒ぎ、小船の者

ども元船一艘に乗り移り漁夫ら二十八人の者ども艘權(ろかい)  
押し

立て逃げ退かんと欲し、途(みち)を失い難風の中に漂流し山  
海の見

分けさらになし。逆浪すでに船中に溢れ入り人命危うく凌ぐべ  
き手段つきはて、一

心不乱に當宮八幡太神を祈り奉るところ、神明不測の御冥助  
(みょうじよ)

船中に光り放ちたまう。かたじけなくも天神の御姿赫奕(かく  
えき)として頭われたまいて御

神告あらせられる、わが社は筑紫に生まれます昔家の神靈なり、  
年曆海

中に漂うこと久し、時成りしやなんじら薄命を救わんため今こ  
こに現(あらわる)

なり、速やかに大宮へ遷座あるべしと御託宣なり、これにより  
漁夫ら大いに

悦び感じ押し奉りしところ、不測なるやたちまち風雨晴れ渡り  
思わずも

八幡宮鳥居前に着船す、漁夫ら恐れ敬い奉り早速神官はせ着き  
御神体を拝見奉るに、御姿はいよいよ高にましまし速やかに宮  
殿へ遷座し奉る。

その後康保四卯年二月、御神託あらせらるに由て天神社御  
相殿に鎮座し奉る天神宮これなり、神明不測の御神像尊び敬う  
べき太神なり。



因事曰人皇六十代醍醐天皇延喜二戊午二月廿  
原道真公故有皇孫紫江御配辻被為成賜而依皇  
其汚穢子為拂子御自身御像子御真作被為有  
則身故志皇海中御流賜而止云云

人皇六十六代一條院御宇寬弘四丁未年上總國守鎮  
守府將軍攝津守源朝臣賴光公御鷹狩被為有時前夜  
飯香岡八幡宮乃靈夢御告依之國主別皇御堅固  
尔倍從御出立被為有市原庄廣野子御通行被為成處

賊徒乃長止云者大將子奉討止草牟羅尔忍隱居待  
伏居所江御通行被為有依皇鬼賊飛掛里欲討奉止  
然所從兵勇士乃面々折重利輒久鬼賊討亡速尔  
御危難被免給布事備尔八幡宮乃御冥助被為有所  
也因茲早速為報賽御太刀一振奉納者也  
同五申年三月當社御信厚 依皇為武運長久之御祈  
警報さいのため宮殿御造営、御寄進あらせらるものなり。

神事式例

如此御神慮日々新尔志天御神光四方尔曜志給依  
例式乃御祭禮嚴重尔奉修行殊尔  
天皇朝廷賢位無動天下泰平御武運延長國家安全五  
穀豐饒異秋降伏之御祈禱抽丹誠執行有之又月々乃  
行事多々雖有之先九子記類  
正月元日より五日迄御膳者朝玄饌夕白饌子備神酒  
日々尔奉捧御神樂祝子修行音楽子奉奏同五日朝御

田打御種蒔乃神事於神前壹人乃者共行事式有之  
五御種子蒔其種子氏子又者近郷乃群集志皇拾取  
種尔是子苗代尔蒔者苗尔虫不生依之諸人尊敬志  
三頂戴之須但修行式別傳尔記志有之  
同七日人日乃祭祀七種乃御禱神酒奉備御神樂祝子  
修行有之  
同十四日夜焚火乃神事御神樂音楽奉奏氏子群集講  
中乃者御神酒頂戴之  
同十五日御筒粥乃神事有之於神前一年四季風雨

ちなみにいわく、人皇六十代醍醐天皇、延喜二戊午二月廿  
原道真公ゆえありて筑紫へ御配遷成らせられたまう、よりて  
その汚穢（おわい）を払わんため御自身を御像に御真作あら  
せらる。  
すなわち身被いして海中に御流れたまうとうんぬん。

人皇六十六代一條院御宇、寬弘四丁未年上總國守鎮  
守府將軍、攝津守源朝臣賴光公御鷹狩りあらせらる時、前夜  
飯香岡八幡宮の靈夢御告げをこうむり、これにより國主別して  
御堅固  
に陪從御出立あらせられ、市原庄廣野を御通行成らせらるとこ  
ろ  
賊徒の長という者、大將を討ち奉らんと草むらに忍び隠れおり  
待ち  
伏せおる所へ御通行あらせられ、よりて鬼賊飛びかかり討ち奉  
らんと欲す。  
しかるところ從兵勇士の面々折り重なりたやすく鬼賊を討ち亡  
ぼし、速やかに  
御危難を免れたまうこと、ひとえに八幡宮の御冥助あらせらる  
ところ  
なり。よってここに早速報さいのため御太刀一振り神納奉るも  
のなり。  
同五申年三月當社御信厚くよりて、武運長久之御祈  
警報さいのため宮殿御造営、御寄進あらせらるものなり。

神事式例

かくのごとく御神慮日々新たに於て、御神光四方に曜（かがや  
か）し給う。よりて  
例式の御祭禮嚴重に修行奉る。ことに  
天皇朝廷賢位ゆるぎなく、天下泰平、御武運延長、國家安全、  
五  
穀豐饒、異敵降伏の御祈禱抽丹誠に抽（ぬきんで）執り行いこれ  
あり、また月々の  
行事多くこれあるといえども、まずおよそを記す。  
正月元日より五日まで御膳は朝玄饌（せん）、夕白せんを備え、  
神酒  
日々に捧げ奉り、御神樂、祝子（はふりこ）修行、音楽を奏で  
奉る。同五日期御  
田打ち御種蒔（まき）の神事、神前において官人の者ども行事  
式 これあり  
て御種をまく。その種（もみ）種を氏子または近郷の群集して  
拾い取り  
種に交ぜ、これを苗代にまけば苗に虫生ぜず、これにより諸人  
尊敬し  
てこれを頂戴す。ただし修行式別伝に記しこれあり。  
同七日、人日の祭祀、七種の御粥（かゆ）、神酒備え奉り、御  
神樂、はふり子  
修行これあり。  
同十四日、夜焚き火の神事、御神樂、音楽奏で奉り、氏子群集  
講中の者、御神酒これを頂戴す。  
同十五日、御筒粥の神事これあり、神前において一年四季風  
雨

五穀豊凶世乃中吉凶等奉伺定必其靈驗有之依五遠  
近乃村々氏子群集志見之須神酒御粥備御神  
樂祝子音楽奉御技修行有之

二月朔日祈年乃神事御供神酒奉備御神樂祝子修行  
同月初卯乃日祭祀是者八幡大神始々神明乃徳  
子願志給布日也大麻一前大幣帛一前神下本奉備御  
供者朝氣夕氣御膳神酒奉捧御神樂祝子修行并同日  
新嘗乃祭祀修行有之神領乃郷村氏子と利御供神酒  
種々乃物奉捧末乃上刻御神樂祝子修行次小

午鼓五祝詞歌修行有之音楽奉次御技修行終  
且一同御神酒頂戴須

同月十五日八幡大神乃御忌日乃神事御膳御神酒  
奉備御神樂祝子音楽奉奉小午鼓五祝詞歌奉御技  
修行有之

三月三日上巳乃神事御供神酒奉備御神樂祝子修行  
三月十五日定例大祭五十四日奉幣神事御神樂祝  
子修行有之

五月五日流鑄馬乃神事御膳神酒奉備御神樂祝子御  
技修行有之

大幣はく一前、御鏡一面、御太刀、御弓矢捧げ奉り、次に御膳  
神酒、次に口（虫く）練、熨斗（のし）餅、菱形餅、花餅、  
音楽を奏しながらこれを捧げ、終わりに御神樂、はふり子御  
相嘗會と号し氏子清浄の者択定、神前に神一と本御  
鏡を付け捧げ奉る。次に大麻一前、次に大幣はく一前、御太刀  
一振り、御  
弓矢一張り、おのおの白張り烏帽子（えぼし）着用これを持た  
しめ、神主、社家供奉（ぐぶ）す。  
次に笛太鼓にて申（猿）楽舞ながら宮殿三反（辺か）廻り終わ  
りて神主、社家  
神前へ上がり、右種々の備え物、社家請け取りて前のごとくか  
ざり調え備えて  
祭主二人小手鼓を打ちて祝詞歌を奏し奉る。次に神主、社家  
一同切麻散じ浄衣清む、御誠い執り行なう。  
天皇が朝廷宝位ゆるぎなく、天下泰平、御武運長久、国家安全、  
五穀成就、異敵降伏の御祈とう修行これあり。  
また猿楽の者ども宮殿廻り終りて直ちに神樂殿に上がり、二十  
五

一同切麻散浄衣清む御技執行

天皇我朝廷寶位變動天下泰平御武運長久国家安全  
五穀成就異敵降伏之御祈禱修行有之

又申樂乃者共宮殿廻終三直小神樂殿上利二十五  
或者十八座乃申樂終日執行年一同御神酒頂戴之須  
四月八日若宮乃神事兒子乃申樂舞修行有之

同月十七日神尊皇后乃忌日乃神事御膳御神酒奉備  
御神樂祝子音楽奉奉小午鼓五祝詞歌奉御技執行  
五月五日流鑄馬乃神事御膳神酒奉備御神樂祝子御  
技修行有之

五穀豊凶、世の中吉凶など伺い奉る。定めて必ずその靈驗これ  
あり、よりに遠近  
の村々氏子群集してこれを拝見す。神酒、おかゆを備え、御神  
樂、はふり子音楽を奏し御誠い修行これあり。  
二月朔日、祈年の神事、御供え、神酒備え奉り、御神樂、はふ  
り子修行。

同月初卯の日祭祀、これは八幡大神始めて神明の徳  
を願したまう日なり。大麻一前、大幣はく一前、神一と本（ひ  
とも）備え奉り、御  
供えは朝げ、夕げ御膳、神酒捧げ奉る。御神樂、はふり子修行  
ならびに同日  
新嘗（いになめ）の祭祀修行これあり、神領の郷村氏子より御  
供え神酒、  
種々の物を捧げ奉る。末の上刻より御神樂、はふり子修行、次  
に小  
手鼓にて祝詞歌修行これあり、音楽を奏し次に御誠い修行、終  
わりて

一同御神酒を頂戴す。

同月十五日、八幡大神の御忌日の神事、御膳、御神酒  
備え奉る。御神樂、はふり子音楽奏し奉り、小手鼓にて祝詞、  
歌奏し御誠い  
修行これあり。

三月三日、上巳（じょうし）の神事、御供え神酒備え奉る。御  
神樂、はふり子修行。

三月十五日、定例大祭にて十四日奉幣神事、御神樂、はふり  
子修行おわりて午の下刻より流鑄馬（やぶさめ）の神事これあ  
り。十五日は早朝御神樂、はふり子修行、次に大麻一前、神一  
と本、

六月七日新嘗乃神事氏子利新成物手奉獻御神

供神酒奉備御神樂祝子終行有之

六月晦日名越乃祭事御供神酒奉備神前廣底萱貫之輪立置參集乃者其中身遠近乃村々神領并氏子群集志難致江姓名記於神前且安全乃加持執行或別傳亦記從夫海上江衆船志且右難致身曾岐技志且海中江流志遣利尚於神前亦音樂手奏御神樂修行 天下泰平御武運長久國家安全五穀成就乃御祈

禱執行有之 但閏月有時者閏月晦日亦行事

七月七日御膳神酒奉備音樂御神樂祝子終行有之

其夜与利十三日乃夜迫七日乃内氏子近郷乃男

女御宮前乃廣底亦群集志且敷法底止号志異舛乃神踊有之

七月十五日中午元祈年穀奉幣乃神事御膳神酒奉備御神樂祝子音樂手奏太技終行有之

同月元一日北計星乃祭祀御神供神酒手奉備御神樂祝子終行有之此夜海中龍燈神前亦昇

八月十五日是大祭乃神事依之十三日御神興神前亦

出御置幣乃神事御神幣御神興也御遷座有之

十四日賦幣乃神事早朝奉幣帛御供神酒奉備音樂手

奏御神樂祝子終行此夜賦幣修行御神樂奏太技執行

十五日早朝与利御膳神酒懸魚種々物手奉捧且御神

樂祝子奏小午鼓打祝詞歌手奏早且切麻散太技修行

午乃上刻与利音樂舞奏次亦未乃刻亦至御神興海

面亦幸御此時神主社家裝束手改馬乘亦且供奉須

又代子乃者清淨成者手擇定白張鳥帽子亦且御神興

一社亦附十六人宛亦且守捍供奉須倍從乃者波音樂

手奏村役人有衣服手改女敬固為致 朝廷幸行乃如

靜謐亦守護須御旅所鳥居亦且官人御神酒備奉幣

帛手太技祝詞 天皇朝廷寶位無動天下泰平御武

運長久國家安全五穀豐饒異敵降伏之御祈禱修行早

御神興如例音樂手奏靜亦還御被為有御宮殿亦納早

且音樂手奏志御神樂祝子終行太技執行終且村役人

并倍從乃者神酒頂戴之實亦嚴重之祭禮也

十六日已上刻与利流鑄馬乃神事執行有之未乃刻亦

破い修行して、午の下刻よりやぶさめ修行これあり。

六月十七日、いなめの神事、氏子より新成物を献じ奉り、御

神供え、神酒備え奉る、御神樂、はふり子修行これあり。

六月晦日（みそか）、名越の祭事、御供え神酒備え奉り、神前

広底（庭か）菅貫

の輪立て置き、参集の者、その中を通る。遠近の村々、神領な

らびに氏子

群集して雛（ひな）形へ姓名を記す。神前において安全の加持

執り行なう。

式別伝に記す。それより海上へ乗船して右ひな形を身曾岐（み

そぎ）破い

して海中へ流しやり、なお神前において音楽を奏し御神樂修

行、天下泰平、御武運長久、国家安全、五穀成就の御祈

とう執り行ないこれあり、ただし閏月あるときは閏月みそかに

行事。

七月七日、御膳、神酒備え奉り、音楽、御神樂、はふり子修行

これあり。

その夜より十三日の夜まで七日の内、氏子、近郷の男

女御宮前広庭に群集して敷法庭と号す異体

の神踊りこれあり。

七月十五日、中元祈年穀奉幣の神事、御膳、神酒備え奉り、御

神樂、はふり子音楽を奏で太破い修行これあり。

同月二十二日、北斗星の祭祀、御神供（ぐんぐ）、神酒を備え

奉り、御神樂、

はふり子修行これあり、この夜海中龍燈神前に昇る。

八月十五日は大祭の神事、これにより十三日御みこし神前に

出御、置幣の神事、御神幣御みこしへ御遷座これあり、

十四日賦幣の神事、早朝幣はく奉り、御供え神酒備え奉り、音

樂を

奏で御神樂、はふり子修行、この夜賦幣修行、御神樂奏で太破

い執り行なう。

十五日早朝より御膳、神酒、懸魚（けぎよ）種々物を捧げ奉り

て御神

樂、はふり子奏で、小手鼓打ち、祝詞歌を奏でおわりて切麻散

らし太破修行、

午上刻より音楽、舞奏で奉り、次に未の刻に至り御みこし海

面に幸御、この時神主、社家装束を改め、馬乗りにて供奉す。

また氏子の者清淨成る者を択定、白張着えぼしにて御みこし

一社につき十六人ずつにて守昇（しゅよ）供奉す。陪従の者は

音楽

を奏で村役人は衣服を改め敬固致させ、朝廷幸行（みゆき）の

ごとく

静謐（せいしつ）に守護す。御旅所鳥居にて官人御神酒備え、

幣

はくを奉り、太破、祝詞、天皇朝廷宝位ゆるぎなく、天下泰平、

御武



至音樂奉御被修行早是海邊不出放生會執行有  
之式法別傳亦記須

九月九日神功皇后乃祭日乃神事御膳神酒奉備御神  
樂祝子音樂奉奏太技修行有之

九月十三日住吉乃神事御供神酒奉備御神樂祝子修  
行有之

十一月初卯乃神事新嘗祭祀御膳神酒種々物奉備  
又氏子者共新成物萬物調奉捧早朝御神樂祝子執  
行音樂奉奏太技修行未刻亦新嘗祭祀執行先神前  
備置處り大麻一前太幣帛一前神下本鏡手附一番  
出大拍子太鼓笛亦神主社家供奉宮殿手三反廻  
且右乃備物元乃如入神前備置神止社家御被修行  
早是氏子者共御神酒頂戴之須  
俗亦此祭祀米重之祭止云

十二月十四日八幡太神乃御誕生會乃祭祀御膳神  
酒種々乃物奉備御神樂祝子音樂奉奏太技修行  
十二月晦日年越乃神事御供神酒種々乃物奉備御  
神樂祝子音樂奉奏太技修行年起乃行事別傳亦有之

此外月並三日乃祭祀小祭乃神事數多有之歳々八十  
余度乃祭祀無怠慢修行世々留者也

人皇七十代後冷泉院御宇康平七甲辰年

鎮守府將軍兼陸奥守源朝臣賴義公當社御信仰被為  
有御造宮料止是御米千石御寄進被為有依之  
治暦元乙巳年宮殿御造宮有之

人皇七十三代堀川院寛治五辛未年源朝臣義家卿與  
列征伐之時當宮江御祈願被為有早速御凱陣被為有  
為報賽御太刀一振御旗一流御弓一張奉納也

人皇八十代高倉院御宇承安元辛卯年  
千葉常胤當宮御信仰被為有依之御武運長久家  
門繁榮之宮殿御修復御寄進被為有者也

至り音楽を奏で、御被い修行終わりて海辺に出て放生會執行  
これあり、式法別伝に記す。

九月九日、神功皇后の祭日の神事、御膳、神酒、備え奉り、御  
神樂、はふり子音楽を奏で奉り、太鼓修行これあり。

九月十三日、住吉の神事、御供え神酒備え奉り、御神樂、はふ  
り子修行これあり。

十一月初卯の神事、いになめ祭祀、御膳、神酒、種々物を備え  
奉り、  
また氏子の者ども新たなる万物を調べ奉り、早朝御神樂、  
はふり子執  
行、音楽奏で奉り、太鼓執行、未の刻に至りにいなめ祭祀執行。  
まず神前に  
備え置くところの大麻一前、大幣はく一前、神一と本鏡を付け  
一番に  
出、大拍子、太鼓、笛にて神主、社家供奉す。宮殿を三べん廻  
り  
て、右の備え物元のごとく神前へ備え置き、神主、社家御被修  
行終わりて氏子者ども御神酒これをちようだす。

俗にこの祭祀を米重の祭りという。  
十二月十四日、八幡太神の御誕生会の祭祀、御膳、神  
酒、種々の物を備え奉り、御神樂、はふり子音楽を奏で奉り、  
太鼓修行。  
十二月晦日（みそか）、年越しの神事、御供え、神酒、種々の  
物を備え奉り、御  
神樂、はふり子音楽奏で、太鼓修行、年起こしの行事別伝にこ  
れあり。

このほか月並み三日の祭祀、小祭の神事、あまたこれあり。歳  
々八十  
余度の祭祀怠慢なく修行せしむるものなり。

人皇七十代後冷泉院御宇康平七甲辰年、  
鎮守府將軍兼陸奥守源朝臣賴義公當社御信仰  
あらせられ、御造宮料として御米千石御寄進あらせられ、これ  
により

治暦元乙巳年宮殿御造宮これあり。  
人皇七十三代堀川院寛治五辛未年、源朝臣義家卿與  
州征伐の時、當宮へ御祈願あらせられ、早速御凱陣あらせられ、  
報さいとして御太刀一振り、御旗一流（る）、御弓一張神納奉  
るなり。

人皇八十代高倉院御宇、承安元辛卯年、  
千葉常胤當宮御信仰あらせられ、これにより御武運長久、家  
門繁榮の宮殿御修復御寄進あらせらるものなり。



良盛長新開荒治良忠武士屋三良宗遠岡崎三良義實  
主従七騎の上総國乃至八幡郷飯ヶ岡に到着す。しかる  
に當社、八幡太神宮者累代源家の守護神に御座まし  
申す頼朝卿深久御信仰被為在御祈誓其趣願文曰  
頼朝雖為源家將種未開天運帝頼太神の加護早速於  
凱陣者於八莊十一郡之内為御供田止奉寄進者也止  
願文神則差上御祈誓被為有早速御冥助神明不測  
之靈劍在之忽知當社乃境内松柏生茂理樹木々空闊  
手理旗馬印夥數数万軍勢海中より頭見多理此時

浦海に押寄来船中より磯邊遠く見渡者八幡宮の境  
内山影より数万の大軍旗馬印風にひるがえし、その勢い深く見  
え  
心加者平家軍兵是を見大異周章軍船一時引  
引退依三浦和田并島山の家臣其餘追々數多馳馬  
乃加護不及人力所也依之諸兵士奉感拜頼朝卿大亦  
侍力予喜悅不斜當社御止宿被為在則足立藤九  
良盛長予以千葉常胤方軍勢及催促使節に及び、早速  
千葉介五千餘騎に看到身方諸軍勢追々馳集まり

面々には三浦、和田ならびに島山の家臣その余、追々あまた馳  
せ屬し  
大将御悦びありてすなわち神前へ御証文一通神納あらせられ、  
それより  
武州隅田川の辺りに御陣備え立たせられ、その地まで神主、社  
家  
供奉す。すなわち御証文の御文言左に。  
頼朝源家の將種たりといえどもいまだ天運開かず、  
太神の加護を希(こいねが)い頼み、早速凱陣においては八  
莊十一郡  
の内御供田として百五十町歩永く寄進奉るものなり。  
治承四子年九月日御判

之内為御供田百五十町歩永く寄進者也  
治承四子年九月日御判

八幡郷  
八幡宮  
神主  
社家中

← 参考  
飯香岡八幡宮藏書

神納被為有徳夫武州隅田川に建御陳備え立たせられ、  
地方五神主社家供奉則御証文の御文言左に

今度平家追討及急戦を雖為源家武將  
未開天運早速可有凱陣之旨趣一社一同  
丹精にぬきんで祈願せしむるの條、なお当社之冥助靈験のた  
め、よってここに上  
総國八庄十一郡之内為供田百五十町歩、永  
寄進奉るものなり。  
治承四子年九月日  
右兵衛佐源頼朝御判

八幡郷  
八幡宮  
神主  
社家中

良盛長、新開荒治郎忠武、土屋三良宗遠、岡島三良義実  
主従七騎にて上総國に至り八幡郷飯ヶ岡に到着す。しかる  
に當社、八幡太神は累代源家の守護神に御座まし  
申して頼朝卿深く御信仰あらせられ御祈誓その趣、願文にい  
わ

頼朝源家の將種たりといえどもいまだ天運開かず、太神の加護  
希(こいねが)い頼む。早速  
凱陣においては八莊十一郡の内において御供田として寄進奉る  
ものなりと。  
願文神前へ差し上げ御祈誓あらせられ早速御冥助、神明不測  
の靈験これあり、たちまち當社の境内松柏生い茂り、樹木の空  
間  
より旗馬印夥(おびただ)しき数万の軍勢海中より頭(あらわ  
れ)みたり、このとき  
平家の軍兵頼朝卿の御跡を慕い率りて数万の軍兵船當  
浦海に押し寄せ来たり船中より磯邊はるかに見渡せば八幡宮の  
境  
内山影より数万の大軍旗馬印風にひるがえし、その勢い深く見  
え  
しかば平家の軍兵これをみて大いに周章異にし、軍船一時に  
引き退く、よりに源家の危難速やかに逃れたまうはこれすなわ  
ち八幡太神宮  
の加護、人力の及ばざる所なり。これにより諸兵士感拜し奉り、  
頼朝卿大いに  
力を得、喜悅斜めならず、当社に御止宿あらせられすなわち足  
立藤九  
良盛長をもって千葉常胤方へ軍勢催促の使節に及び、早速  
千葉介五千餘騎にて着到す。身方の諸軍勢追々馳せ集まり

面々には三浦、和田ならびに島山の家臣その余、追々あまた馳  
せ屬し  
大将御悦びありてすなわち神前へ御証文一通神納あらせられ、  
それより  
武州隅田川の辺りに御陣備え立たせられ、その地まで神主、社  
家  
供奉す。すなわち御証文の御文言左に。  
頼朝源家の將種たりといえどもいまだ天運開かず、  
太神の加護を希(こいねが)い頼み、早速凱陣においては八  
莊十一郡  
の内御供田として百五十町歩永く寄進奉るものなり。  
治承四子年九月日御判

八幡郷  
八幡宮、神主、社家中

(参考) 飯香岡八幡宮藏書

神納あらせられそれより武州隅田川の辺に御陳備え立たせられ、  
その地まで神主、社家供奉す。すなわち御証文の御文言左に。  
今度平家追討のため合戦におよぶ、源家の武將たるといえど  
も  
いまだ天運開かず、早速凱陣の旨趣、一社一同  
丹精にぬきんで祈願せしむるの條、なお当社之冥助靈験のた  
め、よってここに上  
総國八庄十一郡の内供田として百五十町歩、永  
寄進奉るものなり。  
治承四子年九月日  
右兵衛佐源頼朝御判

八幡郷  
八幡宮、神主、社家中



右之通御墨附項戴仕領知之分追互御沙汰可有之旨  
被仰渡候者也

上總國市原郡八幡郷飯香岡八幡宮領  
同國八庄十一郡之内村々之内歩畝分  
市原郡市原庄八幡郷之内十二町菊麻郡内八町市原  
村内五町府中内六町郡元村内七町村上村内六町惣  
社村内五町山木村内五町大厩村内五町神崎村内五

海上郡伊隅庄小野田郷内四町五反及皆吉村内四町二  
反及又吉村内五町三反  
市原郡市東庄相角村内五町八反及馬場村内五町二反  
山邊郡神房村之内五町宮谷村之内五町  
夷隅郡伊保田庄葛藤村之内五町筒森村内五町五反  
同郡夷北庄荻原村内五町二反及今関村之内五町  
夷隅郡南夷南庄江渡村内五町石神村之内五町  
夷隅郡荒田野庄國府台内五町八反及荒田野四町五反

右、神領分村數合二十七箇村  
歩畝合百五十町也  
藤九良盛長仰互納之  
治承四子年十二月

人皇八十二代後鳥羽院之御宇文治五酉年

當社祈願所由互 右大將源頼朝御與列泰衛  
御時為御武運長久早速凱陣之御祈誓被為在

依之定立藤九良盛長被為使奉幣御鎧一領御太刀  
一振前江奉納一社一同抽丹誠令祈願 御枝太麻  
奉献上

同帝御宇建久三壬子年八月  
征夷大將軍源頼朝公當宮厚御信仰被為有由互合  
戰之度毎御勝利早速御凱陣被為有御冥助為報賽宮  
殿嚴重之御造立御寄附則御證文一通奉納其御文  
亦曰

飯香岡八幡宮領

右のとおり御墨付き頂戴仕り、領知(地)の分、追って御沙汰  
これあるべき旨  
仰せ渡され候ものなり。  
上總國市原郡八幡郷飯香岡八幡宮領  
同國八庄十一郡の内村々の内歩畝分  
市原郡市原庄八幡郷の内十二町、菊麻(間)郷の内八町、市原  
村の内五町、府中の内六町、郡元(本)村の内七町、村上村の  
内六町、惣  
社村の内五町、山木村の内五町、大厩村の内五町、神崎村の内  
五町  
海上郡伊隅庄小野田郷の内四町五反、皆吉村の内四町二反、  
久吉村の内五町三反、  
畔蒜(あびる)郡菅生庄伊豆島の内五町、大(犬か)成村の内  
五町、  
市原郡市東庄相(宗)角村の内五町八反、馬(番)場村の内五  
町二反、  
山辺郡神房村の内五町、宮谷村の内五町、  
夷隅郡伊保田庄葛藤村の内五町、筒森村の内五町五反、  
同郡夷北庄荻原村の内五町二反、今関村の内五町、  
夷隅郡南夷南庄江渡村の内五町、石神村の内五町、  
夷隅郡荒田野庄國府台の内五町八反、荒田野四町五反

右之通御墨附項戴仕領知之分追互御沙汰可有之旨  
被仰渡候者也  
上總國市原郡八幡郷飯香岡八幡宮領  
同國八庄十一郡之内村々の内歩畝分  
市原郡市原庄八幡郷の内十二町、菊麻(間)郷の内八町、市原  
村の内五町、府中内六町、郡元村の内七町、村上村の内六町、惣  
社村の内五町、山木村の内五町、大厩村の内五町、神崎村の内五  
町  
海上郡伊隅庄小野田郷内四町五反及皆吉村内四町二  
反及又吉村内五町三反  
市原郡市東庄相角村内五町八反及馬場村内五町二反  
山邊郡神房村内五町宮谷村内五町  
夷隅郡伊保田庄葛藤村内五町筒森村内五町五反  
同郡夷北庄荻原村内五町二反及今関村内五町  
夷隅郡南夷南庄江渡村内五町石神村内五町  
夷隅郡荒田野庄國府台内五町八反及荒田野四町五反

右、神領分村數合わせ二十七か村  
歩畝分百五十町なり  
藤九良盛長に仰せてこれを納む  
治承四子年十二月

飯香岡八幡宮領

人皇八十二代後鳥羽院の御宇、文治五酉年  
当社御祈願所によりて右大將源頼朝卿、奥州泰ひら  
御征伐の時御武運長久のため、早速凱陣の御祈誓あらせられこ  
れにより足立藤九良盛長使(遣)わせられ、奉幣ならびに御鎧  
一領、御太刀  
一振り、神前へ奉納、一社一同丹誠にぬきんで祈願せしめ、御  
被い、大麻献上奉る。  
同帝御宇、建久三壬子年八月、征夷大將軍源頼朝公、當宮厚く  
御信仰あらせられるによりて合  
戦のたびごと御勝利、早速御凱陣あらせられ、御冥助、報さい  
として宮  
殿嚴重の御造立、御寄付、すなわち御証文一通神納奉り、その  
御文  
にいわく。

夷隅郡荒田野庄國府台内五町八反及荒田野四町五反  
右、神領分村數合二十七箇村  
歩畝合百五十町也  
藤九良盛長仰互納之  
治承四子年十二月  
人皇八十二代後鳥羽院之御宇文治五酉年當社祈願  
願所由互 右大將源頼朝御與列泰衛御時為御武運長久早速凱陣之御祈誓被為在依之定立  
藤九良盛長被為使奉幣御鎧一領御太刀一振奉納一社一同抽丹誠令祈願 御枝太麻奉献上  
同帝御宇建久三壬子年八月  
征夷大將軍源頼朝公當宮厚御信仰被為有由互合  
戰之度毎御勝利早速御凱陣被為有御冥助為報賽宮  
殿嚴重之御造立御寄附則御證文一通奉納其御文  
亦曰

上總國市原庄八幡郷八幡宮依冥助早速  
凱陳一天掌握因茲為報賽令宮殿新造立平  
猶武運長久國家安泰吉抽祈祈殊可專祭祀  
之狀如件

建久三子年八月大納言源朝臣頼朝御判

御奉行  
御名代衆  
左京之進中原朝臣仲業  
和田左衛門尉朝臣義盛

當宮者 人皇四十四代 天武天皇能勅詔乎以白鳳四  
歲三月新宮柱太敷立飯香岡尔十高木知天奉鎮座

一國宗社八幡大神宮也唯一宗源神道相傳行事  
本朝文武之太祖神明英武能御神德靈驗顯陽能大神  
源氏累代守護能尊神也故尔治承四 源家之大樹  
征夷大將軍源朝臣頼朝公御信仰被為有早速御凱陣  
一天掌握御祈願成就尔由冥助為報賽止蒙嚴命乎  
前掃部頭藤原親能左京進中原仲業奉行左衛門尉平  
義盛三侯抽祈祈乎宮殿新造立御寄附嚴重之御造營  
也于時建久四年八月十五日吉日良辰擇定奉上棟表  
御奉行者手置帆負命天彦狹知命之神巧尔捷奈礼

當宮者 人皇四十四代 天武天皇能勅詔乎以白鳳四  
歲三月新宮柱太敷立飯香岡尔十高木知天奉鎮座  
一國宗社八幡大神宮也唯一宗源神道相傳行事  
本朝文武之太祖神明英武能御神德靈驗顯陽能大神  
源氏累代守護能尊神也故尔治承四 源家之大樹  
征夷大將軍源朝臣頼朝公御信仰被為有早速御凱陣  
一天掌握御祈願成就尔由冥助為報賽止蒙嚴命乎  
前掃部頭藤原親能左京進中原仲業奉行左衛門尉平

八幡宮

上總國市原の庄八幡郷八幡宮、冥助により早速  
凱陳一天掌握、よってここに報さいとして宮殿を新造立せしむ。  
なお武運長久、国家安泰の旨精祈にぬきんでことにもっぱら祭  
祀すべき

建久三子年八月 大納言源朝臣頼朝御判  
御奉行御残りあらせられて早速宮殿御造立あらせらるものなり。  
御名代衆 前掃部頭 藤原朝臣親能  
左京之進 中原朝臣仲業  
御奉行 和田左衛門尉平朝臣義盛

御棟札の文にいづく  
新造宮上棟奉る  
當宮は人皇四十四代天武天皇の勅詔をもつて、白鳳四  
歲(年)三月新たに宮柱太しく立て、飯香岡八幡宮に千木高  
して鎮座奉る。

上總國市原庄八幡郷八幡宮依冥助早速  
凱陳一天掌握因茲為報賽令宮殿新造立平  
猶武運長久國家安泰吉抽祈祈殊可專祭祀  
之狀如件  
右 御寄附御名代衆御持奉奉神納  
御奉行被為有早速宮殿御造立被為有者也  
御名代衆 前掃部頭藤原朝臣親能  
左京之進中原朝臣仲業  
御奉行 和田左衛門尉平朝臣義盛  
御棟札之文曰  
奉新造宮上棟  
建久三子年八月大納言源朝臣頼朝御判

一國總社、八幡大神宮なり、唯一宗源、神道相傳行事、  
本朝文武の太祖、神明英武の御神德靈驗顯陽の大神、  
源氏累代守護の尊神なり。ゆえに治承四、源家の大樹、  
征夷大將軍源朝臣頼朝公御信仰あらせられ、早速御凱陣、  
一天掌握、御祈願成就によりて冥助報さいとして嚴命をこうむ  
り、  
前掃部頭藤原親能、左京進中原仲業、奉行左衛門尉平  
義盛三侯精祈をぬきんで、宮殿新造立御寄附嚴重の御造營  
なり。時に建久四年八月十五日吉日良辰を択定し上棟奉り、美  
頭の御舎は手置帆負命(たおきほおひのみこと)、天彦狹知命  
(あまのひこさしりのみこと)の神功によるなれ

義盛三侯抽祈誠乎宮殿新造立御寄附嚴重之御造營  
也于時建久四年八月十五日吉日良辰擇定奉上棟表  
頭能御舎者手置帆負命天彦狹知命之神巧尔捷奈礼  
波昆虫乃災無高津神乃災無高津鳥乃災無暴風吹荒  
事無極災乃災無玉殿安穩天地日月登共尔堅盤尔  
立榮志米玉惠止称辞竟奉良久止白壽  
神主姓市川氏譽田齋宮藤原義重  
社 家 祠 官 中

波昆虫乃災無高津神乃災無高津鳥乃災無暴風吹荒  
事無猛發火乃災無玉殿安穩天地日月垂共亦堅盤亦  
立榮志米玉志止祈辭竟奉良久止白壽

神主姓市川氏菅田齋宮藤原義重  
社 家 祠 官 中

大工棟梁修理及正廣

前書之通當宮厚御信仰被為有依多御神領御寄附  
別宮殿嚴重御造立其外御室物神納被為有別御

證文二通奉神納殊御神興幸行垢離場海面除地被  
下置其外格式御定尚祭祀嚴重亦可為執行首被仰附  
者也

遷宮之祝詞

天皇我御命乎以鎮剋座須八幡大神能太前亦祈  
竟奉皇大神能皇親神高息長帶姫尊能御胎中亦御  
歷聖戮力乎一心三韓國乎言乎毛給御神德萬

國之曠志賜中應神天皇能御大龜八幡大神譽田別尊  
息長帶姫尊玉依姫尊三柱能皇大神能七賜能仕八  
幡郷能下津盤根亦宮柱大敷立高天原亦十木高知能  
天能御陰日能御陰能定奉亦宮殿亦御座坐亦安國能  
所知食能夜乃守日乃守亦守護仕奉流時亦右幕能大  
樹悉久皇大神能大神巧乎報賽奉利亦大宮殿乎新亦  
仕奉理吉日良辰乎擇定亦遷座奉流此狀乎平久安久  
所聞食能神司官人等加進流神財御弓御太刀御鏡五  
十鈴乎引並亦備奉流四方能國能進孔流御調能尙前

手取並能御酒波能能上高知能能腹滿並能山野能物  
波耳菜辛菜青海原能物波能能廣物能能挾物與都藻  
菜邊津藻菜雜々物乎如橫山置高成三被清女持忌波  
理能能流宇豆能能大幣昂乎足幣昂乎平久安久所聞食  
能皇御孫乃命能御世乎常盤堅盤乎齋比奉利五十櫛  
御世能能足御世乎午長能能御世幸閉奉乎吾孀ウ大成  
天下預而仕奉大將軍能御代長久王等百官人等天下  
公民亦至滿亦安久樂久 天皇我朝廷伊夜高尔伊夜  
廣尔伊加志夜具波江乃如久立佐如惠志米給登祈辭

↓ 致奉同八位下廣言

ま昆虫の災いなく、高津神の災いなく、高津鳥の災いなく、暴  
風吹き荒れる  
ことなく、猛発火の災いなく、玉殿安穩、天地日月とともにか  
きわに立ち栄えしめたまえとたたえごとおえ奉らうと申す。

神主姓市川氏、菅田齋宮藤原義重  
社 家 祠 官 中

大工棟梁修理及正廣

前書のとおり当宮厚く御信仰あらせられより多く御神領御寄  
付別して宮殿嚴重に御造立その外、御室物神納あらせられ、す  
なわち御証文二通奉神納奉り、ことに御みこし幸行垢離(こり)  
場海面除地  
下し置かれ、その外格式御定め、なお祭祀嚴重に執り行なわせ  
べき旨仰せ付けらるものなり。

遷宮の祝詞

天皇が御命をもって鎮まりまします八幡太神の大前にたたえご  
とおえ奉る皇太神の皇親神奇、息長帶姫尊(おきながたらひめ  
のみこと)の御胎中にご  
ざましませして戮力(りくりよく)を一心にして三韓國を言平ら  
げたまう。御神徳万

大工棟梁修理及正廣

前書之通當宮厚御信仰被為有依多御神領御寄附  
別宮殿嚴重御造立其外御室物神納被為有別御  
證文二通奉神納殊御神興幸行垢離場海面除地被  
下置其外格式御定尚祭祀嚴重亦可為執行首被仰附  
者也

國に曠(かがやか)したまう應神天皇の御大魂八幡大神、菅田  
別尊、  
息長帶姫尊、玉依姫尊三柱の皇太神の乞いたまうの任に八  
幡郷の下津盤根に宮柱太しく立て高天原に千木高くして  
天の御陰日の御陰と定め奉りて宮殿に御座ましまして安國と  
所知らしめて夜の守り、日の守りに守護仕り奉る時に右幕の大  
樹ことごとく皇太神の大神巧を報さい奉りて大宮殿を新たに  
仕り奉り、吉日良辰を択定して遷座奉る。この状を平らけく安  
らけく  
所、聞食(きこしめし)て神司、官人等加え進むる、神財、御  
弓、御太刀、御鏡、五  
十鈴を引き並べて備え奉る、四方の國の進まれる御調(みつぎ)  
の荷前  
を取り並べて、御酒は□の上高くして□の腹満ち並べて、山野  
の物  
は甘菜、辛菜、青海原の物はひれの広き物、ひれの狭き物、奥  
都(おくつ)藻  
菜、辺津(へつ)藻菜、雑々の物を横山のごとく置き高くな  
りて、穢い清め、持ち忌(いみ)は  
りて献(たてまつ)る。宇豆の大幣はくを足幣はくと平らけく  
安らけく所聞こしめし  
て、皇御孫の命(みこと)の御世をときわかきわに齋(いわ)  
い奉り、五十櫛(いそかし)  
御世のたる御世に手長の御世と幸閉ざし奉りて、吾孀(あずま)  
の大成  
天下預かりて仕り奉り、大將軍の御世長く、王など百官人など  
天下  
公民に至るまで安らけく樂しけく、天皇が朝廷いや高にいや  
広にいかし、やくはえのごとく立ちさかえ(栄)しめたまえと  
たたえごと



人皇八十八代後深草院正嘉二年三月當國市東庄領主左衛門尉藤綱御祈願被為有處早速應就有之尔依御太刀一振奉神納尚武運長久子孫繁榮之御祈願亦由上御拔大麻進上

蒙古國賊腫追討之祈精

人皇九十九代後宇多院御宇弘安四年己未五月蒙古國賊腫及紫紫轉多浦海亦防禦難盡依三諸神社患追風乃祈精可抽丹誠之旨蒙勅命御執達被為在具御文亦曰

蒙古兵船頻轉多及浦海軍勢為滿々難量其勢因茲邊海防禦雖盡警戒蒙古勢氣海中為充滿宸襟所不踰庶幾以神明冥助不汚神列威不損人民國體蒙穩天下泰乎宜作悠久武運延長之祈精一社一

同可抽丹誠可令示始于上總國八幡郷八幡宮給者依天氣言聖如件

弘安四年六月

左中辨光頼奉

神祇長官殿

右蒙勅命御執達被為有依是於當社亦夷狄降伏追風乃御祈禱有之則祈願祝詞奉神前亦其文左亦記

祝詞

謹請再拜々々拭卷七畏哉皇國波國常立尊天皇能大祖止為立給天与利伊集諾尊伊集冊尊神國能主天照皇大神乎生天奉立天位亦即天壤窮利無八咫能鏡乃天政乃神知乃垂物乃八坂瓊乃天當神志乃垂物乃十握乃天威乎神勇乃金物乎天亦授奉大八縁瑞朗乃國乎護理給立君止臣止乃道乎定女曰嗣乃神孫常磐堅磐亦外与利来流災無語問志磐根樹乃立尊乃垣

おえ奉らくと白(もう)す。

人皇八十八(九)代後深草院、正嘉二年三月、當國市東庄領主左衛門尉藤綱御祈願あらせらるるところ、早速応就これあるに、御太刀一振り神納奉り、なお武運長久、子孫繁榮の御祈願によりて御被い大麻進上。

蒙古国もどう追討の祈精

人皇九十(九十一)代後宇多院御宇、弘安四年己未五月蒙古国もどう筑紫博多浦海に及び、防禦尽しがたく、よりて諸神社へ追風の祈精丹精にぬきんずきの旨勅命をこうむり御執達あらせらる。その御文にいわく蒙古兵船しきりに博多の浦海に及び、軍勢満々としてその勢い量りがたく、よってここに辺海防禦警戒つくしがたく、蒙古、勢気海中に充滿して宸襟(しんきん)不安のところ、庶幾(こいねがわくば)神明冥助をもつて神州の威を汚(けがさ)ず、人民を損なわず、国体安穩、天下泰平、宝祚悠久、武運延長の祈精、一社一匡体安穩、天下泰平、宝祚悠久、武運延長の祈精、一社一

同、丹精に抽(ぬきん)ずべく、上総国八幡郷八幡宮に下知せしめてたまうは天氣により言上、くだんのごとし。弘安四年六月 左中弁光頼奉る

神祇長官殿

右勅命をこうむり御執達あらせられ、よりて当社において異敵降伏、追風の御祈とうこれあり、すなわち祈願、祝詞神前に奉り、その文左に記す。

祝詞

慎みて請(い)う、再拜再拜、かけまくもかしこき皇国は国常立尊(くにとこたちのみこと)、天皇の大祖と立たせたまいてより伊集諾尊、伊集冊尊、神国の主天照皇太神を生み奉りて天位に即(つく)、天壤(あめつち)と窮(きわまり)なく、やたの鏡の天政の神知の璽(じ)物の、八坂にの天当神悉の璽物の十握(ふつく)の天威を神勇の金物を天(孫か)に授け奉り、大八縁瑞朗の国を護りたまいて君と臣との道を定め、日嗣(ひつぎ)の神孫、常磐かきわの外より来る災いなし。語問いし、磐根樹の立草の垣

兼光語止天安國止定奉皆伊弉諾伊弉冉尊乃御蔭  
尔座天安國止平久所知食年如此所知食足仲彦尊  
乃御世尔根乃國底乃國与利鹿備疎備荒逆忍事乃災  
乎起心今年則譽田皇子息長帯比賣尊御胎中尔御  
坐坐天戮力一心立悉久荒逆災乎平七賜此神訓  
乃隨三月韓國手報久言平七給市御神德乎萬國尔  
耀光本朝文武乃大神天津日嗣乎萬代尔傳安國止平  
久所知食年  
辞別尔申在久吾國波皇御孫乃命乃御國尔心立不易

乃御代尔足御世登祝奉流然尔今頻尔蒙古國乃艘艦  
獲兵士十乃手襲皇和乎三九列二萬尔来寇須乃氏憂  
懼不少依之神國本元乃天津祝詞大尊辞乃事乎以神  
明冥助乎奉祈蒙古國賊兵艘艦颶風乃神巧乎雷賜天  
神國神妙乃威德乎顯志級乃神乃御氣乎以夷狄乃  
穢乎吹拂清乃賜志止奉祈  
辞別尔申在久當社八幡大神者王城守護武門乃大神  
内殺补殿尔鎮利座神靈乃御號乎唱奉祈辞竟惣三日  
水國乎大小乃神祇式内式外一國宗社乃神靈憐愍乎

神國赤冠乃夷賊舩科  
吹拂事乃如颶風乎起志艘艦乎覆志速尔賊  
兵悉久退治神國神明乃大功德乎顯賜志止奉祈此狀  
乎平七久安七久所聞食天皇御孫能御代乎常磐堅磐  
尔奉斎大城尔天下所知食 朝廷寶位無動大將軍乃  
御代長久天下乃万民安久樂久内与利起騷擾無外乎  
理来留災無夜乃守日乃守理護幸此賜江止謹兼恐尔  
恐尔申寄

弘安四年七月 敬白

感應成就

弘安四年己年五月唐蒙古國艘艦六万艘築紫轉多及  
浦海尔軍勢為滿々止夥敷軍軍是尔難為防禦蒙古兵  
船勢氣海中尔響  
天氣不靖所也依立異賊為追討之 伊勢兩皇太神宮  
乎奉始諸國乃神社惠被蒙 勅命乎則於當社尔艘艦  
追風乃御祈禱一社一同抽丹誠奉祈處速感應座立八  
月須爾爾神風吹起志忽知海上震動志立神明神威

葉をも語るとて安國と定め奉り、みな伊ざ諾尊、伊ざ冊尊のお  
かけ  
におわしまして安國と平けく所知ろしめしぬ。かくのごとき所  
知ろしめし、足仲彦尊（たらしなかつひこのみこと）  
の御代に根の國、底の國よりあらび疎（うと）び、荒れさかる  
悪事の災い  
を起しけむ。すなわち菅田皇子、息長帯比賣尊の御胎中に御  
座ましまして戮力（りくりよく）を一心でことごとく荒ら逆か  
る災いを平げたまいて、神訓  
の隋三の韓國をたやすくこと平げたまう。御神徳を万国に  
曜（かがやか）し、本朝文武の大神天津日つぎを万代（よろず  
よ）に伝え、安國と平ら  
けく所知らしめしん。

辞別に申さく、わが国は皇御孫のみことの御国にして不易  
の御代にたる御世と祝い奉る。しかるにいま、しきりに蒙古國  
のもうどう  
兵士十万を發し、皇和を襲いて九州二島に來寇（こう）す。万  
民憂  
懼（ゆうく）少なからず、これにより神國本元の天津祝詞大諱  
辞のことももって神  
明冥助を祈り奉る。蒙古國賊兵もうどう、颶風（ぐふう）神功  
を垂れたまいて  
神國神妙の威徳を顯し級戸（しなと）の神の御氣をもつて異敵  
のけがれを吹き払い清めたまえと祈り奉る。  
辞別に申さく、当社八幡大神は王城守護、武門の大神、  
内殿、外殿に鎮まりおわします神靈の御号を唱えたたえごとお  
え奉る。総じて日  
本國中、大小の神祇、式内、式外、一國総社の神靈憐憫（れん  
びん）を

垂れたまいて速やかに天降り成さしめたまいて神國來この異  
賊船、科（級）  
戸の風の吹き払うことごとく風を起こしもうどうを覆し、速  
やかに賊  
兵ことごとく退治、神國神明の大功徳をあらわしたまえと祈り  
奉る。この状  
を平けく安らけく所聞こしめして皇御孫の御代を常盤かきわに  
いわい奉り、大城に天下知らしめすところ朝廷宝位ゆるぎなく、  
大將軍の  
御代長久、天下の万民、安らけく樂しけく内より起こる騒じよ  
うなく、外よ  
り来る災いなく、夜の守り、日の守り、幸い護りたまえと謹み  
かしこみ  
かしこみ申す。  
弘安四年七月 敬白

感應成就

弘安四年辛巳年五月唐蒙古國もうどう六万艘（そう）筑紫博多  
浦海に及び軍勢満々として夥敷（おびただしく）官軍これに防  
御なすといえども蒙古兵  
船、勢気海中に響き、  
天氣不安のところなり、よりに異賊追討のため伊勢兩皇大神宮  
を始め奉り、諸國の神社へ勅命をこうむらる。すなわち当社に  
おいてもうどう  
追風の御祈とう、一社一同、丹精にぬきんで祈り奉るところ速  
やかに感應ましまして、八  
月ついたちにわかにかに神風吹き起こしたちまち海上振動して神明  
神威

時不亡給而事神國神力加護可尊敬也依三諸國  
乃神社江被遣勅使猶當社御造宮被為有此時當社乃  
祭祀嚴重不可為執行旨被仰附者也

同年九月 征夷大將軍惟康親王當社御祈願被為右  
御名代止是北余宣時參宮奉幣帛并御太刀一振  
御弓一張奉神納尚御武運長久之御祈禱抽丹誠者也  
大板大麻奉獻上

人皇九十五代後醍醐天皇御宇元享二壬戌年  
宣命旨趣御執建被為有其文云曰

諸社祠官執 奏之事非伯職掌炳焉也勿論無照  
為祭(宣)上者諸神莫諸社祠官執 奏之更理運分  
明也猶傳宣外記可令通達無誤此旨  
左大臣殿仰也 宣被存知者也

元享二年三月四日 右少辨俊基

### 神祇長官殿

當神領之内示神事之節流鏑馬役相務居肥後凶産示  
且圖藏止申者右役實体示相務罷在然延身弱示相成  
剃髮致心願示依三社僧示相成掃除等致度旨願示付  
其差置尚無意失相務依三其後  
人皇九十九代後光嚴院御宇延文三戊戌年十一月十  
一日一坊建立致因茲御神領之内字地尻止云所屋敷

地并領致則圖防源明止改年  
右流鏑馬跡役之儀神主社家評議之上庄右衛門江申  
附者也

人皇九十九代後光嚴院御宇應安二己酉年  
征夷大將軍源朝臣義滿公當社御信仰被為在御祈願  
示依三宮殿御造宮御寄附被為在奉行上杉中務少輔  
殿被有御趣候者也

の陽挺にあらわれ、浪上の蒙古船一そうも残りなく覆し、数万  
の軍兵  
一時に亡したまうこと神国神力加護尊敬すべきなり。よりに諸  
國  
の神社へ勅使を遣わされ、なお当社御造宮あらせられこの時當  
社  
祭祀嚴重に執行なすべき旨、仰せ付けらるものなり。

同年九月、征夷大將軍惟康親王、当社御祈願あらせられ御名代  
として北条宣時參宮、幣はくを奉り、ならびに御太刀一振り、  
御弓一張神納奉る。なお御武運長久之御祈とう、丹精にぬきん  
ずるものなり。大板い、大麻献上奉る。  
人皇九十五(六)代後醍醐天皇御宇、元享二壬戌年、  
宣命の旨趣、御執建あらせらる。その文にいわく。  
諸社祠官執奏のこと、伯職にあらざる常に炳焉(へいえん)な  
り。もちろん照(き)なく  
祭官たる上は諸神事、諸社祠官執奏のこと理運分  
明なり。なおよろしく外記を伝え通達せしむべし。きなくこ  
の旨左大臣殿仰せなり。よろしく存知せらるべきものなり。  
元享二年三月四日 右少辨俊基

### 神祇長官殿

當神領の内に神事の節、流鏑馬(やぶさめ)役相務めおる肥後  
國産に  
て円藏と申す者、右役実体に相務めまかりあり、しかるところ  
身弱に相成り  
剃髪いたし、心願によりて社僧に相成り、掃除などいたしたき  
旨願いにつき  
そのまま差し置き、なお意失なく相務めよりてその後、  
人皇九十九代後光嚴院御宇延文三戊戌年十一月十  
一日一坊建立いたし、よってここに御神領の内字地尻という所  
屋敷  
地并領いたし、すなわち円(藏)坊源明と改む。  
右やぶさめ跡役の儀、神主社家評議の上庄右衛門へ申し付くる  
ものなり。

人皇九十九代後光嚴院御宇應安二己酉年、  
征夷大將軍源朝臣義滿公當社御信仰あらせられ、御祈願  
によりて宮殿御造宮、御寄附あらせられ、奉行上杉中務少輔  
殿御趣あらせられ候ものなり。



人皇百代後圓融院御宇永和元乙卯年六月  
宣旨執 達被為有其文云曰

神祇道管領司當并天下諸神社執 奏之度  
任延長五歲聖斷之旨可執務者依  
天氣執啓如件

永和元年六月十六日

左中弁宣方

謹上

神道長上殿

人皇百一代後小松院御宇至徳元甲子年九月  
大政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公當社厚御信仰  
被為在御祈願感應成就依是御冥助為報賽當社  
御神興四社新造立奉寄進者也

御神興四箇奉獻 奉行

上杉中務入道禪助

社家 執行善國

大工 右衛門尉宗正

人皇百代後圓融院御宇永和元乙卯年六月、  
宣旨（せんじ）執達あらせられその文にいわく。

神祇道管領司當ならびに天下諸神社執奏のこと、  
延長に任せ五歲聖斷の旨、いよいよ執務すべきもの、天氣に  
より執啓くだんのごとし。

永和元年六月十六日

左中弁宣方

謹上 神道長上殿

人皇百一（百）代後小松院御宇至徳元甲子年九月、  
大政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公、当社厚く御信仰に  
あらせられ御祈願感應成就によりて、御冥助報さいとして当社  
御神興（しんよ）四社新造立寄進奉るものなり。  
御神興（しんよ）四箇奉獻 奉行 上杉中務入道禪助  
社家執行善國  
大工右衛門尉宗正

至徳元甲子年九月八日

右御神興四社新造立御寄進為御名代登上搦中務入  
道禪助御越志被為有至奉神納此時當社乃拾式御神  
興海面幸行夕垢離場地御定々殊亦可身祭祀之條  
御免被仰付嚴重之祭禮執行有之其次第  
御神興幸行之時者夷狄降伏之例依是一番亦神次  
太鼓社家一人馬乘次猿田面獅子舞次四神幡役人次

柳楯役人警固次御神興四社幸行乃左右甲冑武者八  
騎各々銚子持警固須同音樂乃者其中亦列須御神興  
守擲乃者清淨之者擇定烏帽子白張着用一社亦付十  
六人宛奉守擲神司官人者裝束手改乘物又者馬乘亦  
且供奉領村役人共者麻上下着用亦且敬固須是有根  
藉無之様申渡其旨相守利供奉須

又氏子中亦且附祭禮登号夫是登唱音曲様々乃神踊  
申樂舞樂修行御神興幸行乃踊亦引續舞中敬衛之須  
相守利供奉須

右鎌倉法華堂下中小路においてこれを新造立するものなり。

至徳元甲子年九月八日

右御神興四社新造立御寄進、御名代として上杉中務入  
道禪助御越しあらせられて神納奉る。この時当社の格式、御神  
興海面幸行夕垢離（こり）場地御定め、ことにもつぱら祭祀  
すべしの条

御免仰せ付けられ嚴重の祭礼執行これあり。その次第  
御神興幸行の時、夷狄降伏の例によりて一番に柳、次  
太鼓、社家一人馬乗り、次猿田面獅子舞、次四神幡役人、次  
柳楯役人警護、次御神興四社幸行の左右甲冑武者八  
騎、おのおの銚子を持ち警固す、同音樂の者その中に列す、御神  
興

守よの者、清淨の者択定、烏帽子、白張着用、一社につき十  
六人ぎめ守よ奉り、神司官人は装束を改め、乗物または馬乗に  
て供奉す。村役人どもは麻上下着用にて警固す、これは狼  
藉（ろうぜき）これなきよう申し渡しその旨相守り供奉す。  
また氏子中にて付祭礼と号し大台と唱え、音曲さまざまの神踊  
り、  
猿樂、舞樂修行、御神興幸行の踊りに引き続き郷中これを警衛  
す。

右の条々祭事の旨趣、年々執行なすべく旨嚴重に仰せ付けらる  
ものなり。

者也

但抑指後儀者氏子市原村江申附伐採捨示造立同  
村役人敬固示五氏子當番役江渡利當役并市原村  
役人敬固示五當神前江奉獻社家受取御神輿江是  
手献右敬固後乃者江神酒為致頂戴

又馬役之儀氏子市原村御馬谷并合郡示五勤之  
右之通御祭禮御定式御免被仰附依之每歲八月十  
四日与里十六日追大祭可為執行當日者諸家之難為  
御用止往來通行手留但外社者之村役人案内之人馬

人足繼立者濱野村五井村江繼立當日者郡中諸  
役御免之儀且神夏中諸役村々無差支可相勤之旨一  
同嚴重示被仰附候所如件

至徳元甲子年九月

同帝御宇嘉慶元丁卯年九月

大政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公當社御祈願示依  
五御神輿御寄進被為有如前頭御由諸厚依五御神輿  
海内幸行汐垢離場一之大鳥居新示御造立御寄進被

為在則當宮境内表海面見通穢之除示御定被下置  
候者也 為御名代 上掲中勢少輔殿奉幣帛依五  
太枝大麻奉献上

鳥居笠木合水中書示曰

奉新造立上總宗社市原庄八幡郷八幡太神宮者源家  
累代守護之太神也故示 源家大樹君大政大臣征夷  
大將軍源朝臣義滿公御祈願示依五御神輿海面汐垢  
離場一之大鳥居御寄進被為有旨趣者 天下泰平御  
武運長久國家安全万民懷樂祈願圓滿感應成就敬  
白

嘉慶元丁卯年九月日

奉行 上掲中勢少輔

神主 藤原姓信重

社家 祠 官 中

其後應永十九辰年正月

征夷大將軍源朝臣義持公 御武運長久國家安泰之  
御祈願被為有依之御太刀一振奉整前御使者長尾

ものなり。

ただし、柳楯役儀は氏子市原村へ申し付け伐り採り楯に造り  
立て、同

村役人警固にて氏子當番役へ渡り、当役ならびに市原村  
役人警固にて当神前へ献じ奉り、社家受け取り御みこしへこ  
れを献じ、右警固役の者へ神酒頂戴致さす。

また馬役の儀、氏子市原村御馬谷ならびに合郷にてこれを勤  
む。

右のとおり御祭礼御定式御免仰せ付けられ候、これにより毎年  
八月十

四日より十六日まで大祭執行なすべし、当日は諸家の  
御用のためといえども往來通行を止め、ただし外遷(まわり)

道これある村役人案内の人馬  
人足の継ぎ立ては浜野村より五井村へ継ぎ立て、当日は郷中諸  
役御免の儀、かつ神事中諸役村々差し支えなく相勤むべきの旨、  
一同嚴重に仰せ付けられ候ところくだんのごとし。

至徳元甲子年九月

同帝御宇嘉慶元丁卯年九月

大政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公、当社御祈願により  
て御神よ御寄進あらせられ、前頭のごとく御由緒厚く、よりに  
御神よ  
海内幸行汐垢離場、一の大鳥居新たに御造立、御寄進

あらせられ、すなわち当宮境内表(おもて)海面見通しかい立  
て除地に御定め下し置かれ、  
候ものなり。御名代として上杉中務少輔殿幣はく奉り、よりに  
大祓い、大麻献上奉る。

鳥居笠木合水中書にいわく

新造立奉る上総総社、市原庄八幡郷八幡太神宮は源家  
累代守護の太神なり。ゆえに源家大樹の君太政大臣、征夷  
大將軍源朝臣義滿公御祈願によりて御みこし海面汐垢  
り場、一の大鳥居御寄進あらせらる旨趣は天下泰平、御  
武運長久、國家安全、万民快樂の攸(ところ)祈願圓滿感應成  
就、敬白

嘉慶元丁卯年九月日

奉行 上杉中務少輔

神主 藤原姓信重

社家 祠官中

その後應永十九壬辰年正月、  
征夷大將軍源朝臣義持公、御武運長久、國家安泰の  
御祈願あらせられ、これにより御太刀一振り、幣一前奉り、御  
使者長尾

新々奉神納 御枝太麻奉献上者也

人皇百三代後花園院之御宇長祿三己卯年三月當社幣殿拜殿新造之發願不附

征夷大將軍源朝臣義政公御代太田左衛門佐殿江右新造之仕度旨奉願所早速被聞召御上聞不被達依立小笠原源左衛門見分被為有則御造宮金十兩御寄附被下置頂戴神前江奉備早速御本殿御修復手加幣殿拜殿向殿并神前石壇敷石其外瑞離寺迄表手蓋新不

奉造立者也

御造宮棟上札

奉造宮上総一國惣社 關内所八幡太神宮源氏武將之守護神不座故不建久三大樹源朝臣頼朝公之御再建也然不經嚴曆今度幣殿拜殿新奉造之發願不依立太田左衛門佐持資候奉所聞召被上聞達  
征夷大將軍源朝臣義政公被聞食御造宮金十兩御寄附被置早速御本殿後後手加幣殿拜殿向斜新不奉

造立吉日良辰手擇定奉棟 御舎者諸之災無玉殿安穩天地日月登兵不常磐堅磐不之采心永玉登奉祈辭竟良久止白奇

長祿四庚辰年八月十五日 神主市川中務少輔藤原信利 社 家 祠 宦 中

人皇百四代後土御門院御宇寛正六己酉年

足利右兵衛佐源義明公御祈手當郡不被為築早速御造立被為有則八幡御所止奉祈 當社御祈願不依立神領海面沖乃方神興幸行汝垢離場一之大鳥居御造立御寄進被為有同年八月十五日御舎弟源基頼卿御兩所御社參御太刀一振奉神納則御祈願不依立御枝太麻献上

同帝御宇文明元己丑年八月

小弓御所足利右兵衛佐源義明公御祈願不依立當社御屋根古來檜皮之處新不銅板屋根不置替其外御

新介神納奉り、御誠い、大麻献上奉るものなり。人皇百三(二)代後花園院の御宇、長祿三己卯年三月、当社幣殿、拜殿新造立発願につき、

征夷大將軍源朝臣義政公御代、太田左衛門佐殿へ右新造立仕りたき旨願い奉るところ、早速聞こしめされ御上聞に達せられ、よりに  
小笠原源左衛門(門) 御見分あらせられ、すなわち御造宮金十兩御寄付  
下し置かれ頂戴、神前へ備え奉り、早速御本殿御修復を加え、幣殿、拜殿、向殿ならびに神前石壇敷石のほか瑞(みず)垣などまで美をつくし新らたに  
造立奉るものなり。

御造宮棟上げ札

造宮奉る上総一國惣社、勅願、祈願、而所八幡太神宮、源氏武將の守護神にましますゆえに建久三大樹源朝臣頼朝公の御再建なり。しかるに歳曆をへて今度幣殿、拜殿新たに造立奉る発願によりて、  
太田左衛門佐持資候、聞こしめすところを奉る。上聞に達せられ  
征夷大將軍源朝臣義政公聞こしめされ御造宮金十兩御寄付下し置かれ、早速御本殿修復を加え、幣殿、拜殿、向拝、新たに

造立奉り、吉日良辰を択定し上棟奉り、御舎は諸(もろもろ)の災いなく玉殿安穩、天地日月とともに常磐かきわに立ち栄えしめたまえと、たたえ  
ことを奉りおえらくと申す。  
長祿四庚辰年八月十五日 神主市川中務少輔藤原信利 社 家 祠 宦 中

大工棟梁 伊織之助永秀

人皇百四(三)代後土御門院御宇寛正六己酉年、足利右兵衛佐源義明公、御祈りを当郷に築かせられ、早速御造立あらせられ、すなわち八幡御所と称し奉り、当社御祈願によりて神領海面沖の方幸行汝垢離場、一の大鳥居御造立御寄進あらせられ、同年八月十五日御舎弟源基頼卿御兩所御社參、御太刀一振り神納奉る。すなわち御祈願によりて御枝太麻献上奉る。

同帝御宇文明元己丑年八月、小弓御所足利右兵衛佐源義明公御祈願によりて当社御屋根古來檜皮(ひわだ)葺きのところ、新たに銅板屋根に葺き替えそのほか御



皇御所源晴氏御宇、北條氏綱兩卿と合戦、義  
人皇百六代後奈良院御宇、天文二癸巳年十二月晦日、

敬白八幡宮由諸本記録台未傳書者文明事實  
止留其間數百年、依五紙面蠹腐文字多  
難分所有之仍、至今正之社傳之書、小冊、註  
須雖然為謬誤、事有故猶又文明以承之記録附其  
後、謹而校定訖

當御神領境內表海邊通從西北、江貳百七十間  
裏通從東南、江貳百九十間也、往昔、理境內有未之間  
地也、然、天文二癸巳年三月右境內間地之内、堅五十  
五間三尺、橫六十五間四尺、故有宝樹坊寺地、亦別遣  
須者也、其由縁者、此所者、往古、与利當社神官衆葬祭乃  
靈地、場亦有之、然、亦去留康正二丙子年四月十二日、干  
葉介平康胤、同息胤、持主從數多討死者、依、左右境內  
之内、故有、天文二年寺境內、亦分遣、須依之字、清水与

此所、移須、則信樂山宝樹坊無量寺、止号、須

人皇百六代後奈良院御宇、天文二癸巳年十二月晦日、  
勅宣之旨趣、神祇官領長上家、与利御執、違被、為  
有處、則其、文、亦、曰

進、源神道行事條、已下、殊諸社勸請靈符  
等事、為唯受一人之相傳、予今相續相限、當流一  
人者也、此外神祇道諸事、依為神祇官領古来一

身進退也、不得長上之許、根不可自專之由、被  
存知者、依、天氣執達、如件  
天文二年十二月晦日

權左中辨惟房  
謹上 吉田侍從殿

其後、天七戊戌年、小弓御所、足利右兵衛佐源義明勢、  
止、古河御所、源晴氏御宇、北條氏綱兩卿と合戦、義

造宮、御寄進あらせられ、真里谷原式部入道恕鑑奉行をつかさ  
どる。

敬白、八幡宮由来本記録、古来伝書は文明事実に  
止まる。その間數百年を歴(ふる)によりて紙面蠹腐(とふ)  
文字多く、  
分かりがたきところこれあり、よりていまこれを正し社伝の  
書に小冊に註写  
す。しかるといへども謬誤(びょうご)なすことありや、な  
おまた文明以来の記録、その  
後に附(付)して謹みて校定訖(おわんぬ)。

當御神領境內、表海邊通りより西北へ二百七十間、  
裏通りより東南へ二百九十間なり。往昔(おうせき)より境內  
有り来たりの間  
地なり。しかるに天文二癸巳年三月、右境內間地の内、堅五十  
五間三尺、横六十五間四尺、ゆえありて宝樹坊寺地に別(わ)  
け遣わ  
すものなり。その由縁(ゆえん)はこのところは往古より当社  
神官衆葬祭の  
靈場地にこれあり。しかるに去る康正二丙子年四月十二日、干  
葉介平康胤、同息胤、持主從數多(あまた)討ち死にこれあり、  
よりて右境內  
の内、ゆえありて天文二年寺境內に分け遣わす。これにより字  
清水よ

り寺をこの所へ移す。すなわち信樂山宝樹坊無量寺と号す。

人皇百六(五)代後奈良院御宇、天文二癸巳年十二月みそか  
勅宣の旨趣、神祇官領長上家より御執達  
あらせらるるところ、すなわちその文にいわく。  
唯一宗源神道行事条々以下、ことに諸社勸請靈符

等のこと、ただ一人の相伝受たり。いまに相續当流一  
人に相限るものなり。このほか神祇道諸事、よって神祇官領  
のため、古来一  
身進退なり、長上の許しをえずみだりに自専すべからざるの  
由、存知らるべきは、天氣により執達くだんのごとし。  
天文二年十二月晦日  
權左中弁惟房

その後天文七戊戌年、小弓御所、足利右兵衛佐源義明勢  
と古河御所、源晴氏御ならびに北條氏綱兩卿と合戦に及び、義

權左中辨惟房

謹上 吉田侍從殿

當御神領境內表海邊通從西北、江貳百七十間  
裏通從東南、江貳百九十間也、往昔、理境內有未之間  
地也、然、天文二癸巳年三月右境內間地之内、堅五十  
五間三尺、橫六十五間四尺、故有宝樹坊寺地、亦別遣  
須者也、其由縁者、此所者、往古、与利當社神官衆葬祭乃  
靈地、場亦有之、然、亦去留康正二丙子年四月十二日、干  
葉介平康胤、同息胤、持主從數多討死者、依、左右境內

之内、故有、天文二年寺境內、亦分遣、須依之字、清水与  
利寺、此所、移須、則信樂山宝樹坊無量寺、止号、須

其後、天七戊戌年、小弓御所、足利右兵衛佐源義明勢、  
止、古河御所、源晴氏御宇、北條氏綱兩卿と合戦、義

唯一宗源神道行事條々已下殊諸社勸請靈符



明神勝利をえず、ついに高野台(国府台)に御父子討ち死にす。よりて当所の御所御取り払いに相成り、これにより御所号を五所と改め郷内を割り分け五所村と号す。よりて天文八己亥年右御殿の跡へ白幡権現の杜勧請す。当神官靈符幣帛(へいはく)を奉るものなり。

人皇百七(六)代正親町院御宇、永祿二己未年三月、千葉介平富胤御舍弟菊間城主千葉源三平親胤兩所御祈願により、当社領海面仲(沖か)の方汐ごり場、一の大鳥居再建御寄進被為有旨趣者為天下泰平御武運長久子孫繁栄也依之新御造立被為有者也

如前頭御神威日々新志五弥増年々八十余度之祭祀無怠慢 天下泰平辞別 朝廷宝位無動武運長久國家安泰五穀成就夷狄降伏之御祈禱抽丹誠令祈願者也雖然天文永祿亦至諸國兵亂甚數尚元龜二未年織田家之軍兵及兵發亦當社之神領治承己未當國八庄之内神領之分一時亦被召上當郷之古神領其終

明神勝利をえず、ついに高野台(国府台)に御父子討ち死にす。よりて当所の御所御取り払いに相成り、これにより御所号を五所と改め郷内を割り分け五所村と号す。よりて天文八己亥年右御殿の跡へ白幡権現の杜勧請す。当神官靈符幣帛(へいはく)を奉るものなり。

人皇百七(六)代正親町院御宇、永祿二己未年三月、千葉介平富胤御舍弟菊間城主千葉源三平親胤兩所御祈願により、当社領海面仲(沖か)の方汐ごり場、一の大鳥居再建御寄進被為有旨趣は天下泰平、御武運長久、子孫繁栄のためなり、これにより新たに御造立あらせらるものなり。前頭のごとく御神威日々新たにしていやまし、年々八十余度の祭

祀怠慢なく天下泰平辞別に朝廷宝位ゆるぎなく、武運長久、國家安泰、五穀成就、異敵降伏の御祈とう丹精にぬきんで願せしむるものなり。しかるといへども天文、永祿に至り諸國兵乱甚だしく、なお元龜二未年織田家の軍兵、兵發に及び当社之神領、治承以来當國八庄之内神領の分一時に召し上げられ、當郷の古神領そのままに差し置かれ、杜頭は次第に破壊に及び修理、減石、自然行き届き

天正四丙子年八月當神領先年減石亦付自然御造営難叶自力依諸郷勸進御免之儀國守北條家江奉願御城代北條治部少輔遠山左衛門尉當社乃由諸其外神領除地等之儀悉御尋被為有依之書上左

八幡宮領 八幡郷之内拾貳町石

同海面除地 当社前海面中貳百間成之方沖見通立除地

一同境内 境内西表海邊通面北百九十七間

同東裏通面南東貳百貳拾貳間 北之方妻通七十六間南妻通五十五間 各一間六尺五寸間也

右之通規先規有亦御座候御尋亦附以書付奉申上

かね、しかりといへども祭祀神事はもっぱらに執行せしむるものなり。天正四丙子年八月當神領先年減石につき自然御造営自力かないがたく、よりて諸郷勸進御免の儀國守北條家へ願い奉る

差し上げ申す書き上げのこと 勅願所八幡宮領 八幡郷の内十二町石

一同海面除地 当社前海面中二百間成の方沖見通し立除地

一同境内 境内西表海邊通り西より北百九十七間 同東裏通り南より東へ二百二十二間 北の方妻通り七十六間、南妻通り五十五間

右のとおり先規より有り来りにござ候。お尋ねにつき書き付けをもって申し上げ奉り候。以上

天正四丙子年八月

八幡宮神主社家社僧  
宗代 神主菅田齋宮

遠山左衛門尉様  
北條治部少輔様

前書通書面差上候外御請取被成早速御聞濟之上  
勸進御免許被下置候其文左示

上總國八幡宮可造管趣肝要候依之  
諸郷勸進之吏得其意者也

天正四年九月 齋藤善七良捧之  
御朱印

其後天正九年己巳年六月  
當社為御造管之 八幡宮新市御免奉願所早速御聞濟被下置七月御免許頂戴仕候則御證文左示曰

八幡之郷守護不入

相定新市之事為立候押買狼藉堅

停止殊於近郷取候役之吏

如前々其所可改之近郷亦未進役

於八幡中致策謀更不可叶郷中高人諸役

免許之儀不可有相違者也仍如件

天正九年己巳年七月 刑部少輔 谷澤丹波守 奉之  
御朱印

天正十八年庚寅三月

徳川様當社御信仰被為成御用所青山藤藏殿蒙  
嚴命當社由諸神領等悉鋪御尋亦先規有未之通書

畧繪圖相添奉差上候其文左示

差上申書上之吏

天武天皇御勅願 征夷大將軍源朝臣義滿公御寄進  
八幡宮寶殿 神興四社

「御伝記」引用

天正四丙子年八月

上総国市原庄八幡郷  
八幡宮神主社家社僧  
宗代 神主菅田齋宮

遠山左衛門尉様  
北条治部少輔様

前書のとおり書面差し上げ候ところ御請け取り成られ、早速御聞き濟みの上  
勸進御免許下し置かれ候。その文左に  
上総國八幡宮造管すべき趣、肝要に候。これにより  
諸郷勸進のこと、その意を得るものなり。  
天正四年九月 齋藤善七郎これを捧ぐ  
御朱印

その後、天正九年辛巳年六月、  
当社御造管のため八幡宮新市御免願い奉るところ、早速御聞き濟み下し置かれ七月御免許頂戴仕り候。すなわち御証文左にいわく。

(以下若干ページ欠落のため「御伝記」で補完しました)

八幡の郷守護不入

相定め、新市のこと立たせ候、押し買ひ、ろうぜき堅く

停止(ちようじ)、ことに近郷において取り候役のこと、

前々のごとくその所にてこれを改めべく近郷にて未進役

八幡中において策謀のこと叶うべからず、郷中商人諸役

免許の儀、相違あるべからずものなり。よってくだんのごと

天正九年己巳年七月 刑部少輔 谷澤丹波守これを奉る  
御朱印

天正十八年庚寅三月

徳川様當社御信仰成らせられ、御用所青山藤藏殿  
嚴命を蒙(こうむり)当社由諸(緒)、神領除地等悉敷御尋  
ねにつき、先規有り来たりのとおり書き上げならびに  
略繪圖相添え差し上げ奉り候。文面左に。

差し上げ申す書き上げのこと

天武天皇御勅願 征夷大將軍源朝臣義滿公御寄進  
八幡宮寶殿 神よ四社



同神領  
八幡郷之内十二町石

同境内  
境内裏海邊通後北江百九十七間  
同東裏通後南東立貳百貳十二間  
北方妻通七十六間南方妻通五十五間

同海面除地  
当社前海面巾貳百間成之方沖  
見通以十程立除地各間貳寺間也

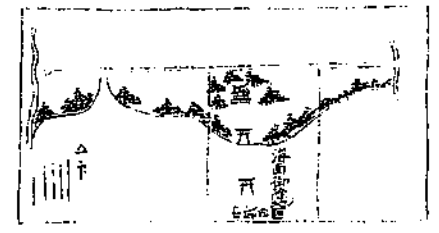
天正十八寅年三月

右之通先規有朱尔御座候今度御尋仁付  
別紙略繪圖相添奉差上候以上

上総国市原庄八幡郷  
八幡宮社僧  
圓藏坊印

同宮神主  
譽田齋宮印

御用所  
青山藤藏様



繪圖面之内△印書上文  
此繪圖先規之通六尺五寸間海内成之方  
見通權立御座候相違無御座候此度  
御尋仁付繪圖面以奉申上候處如件

天正十八寅年三月  
同宮神主  
譽田齋宮印

御用所  
青山藤藏様

御用掛  
青山藤藏様

同社神主  
譽田齋宮

右之通書面二通青山侯江奉差上候然處同年五月  
徳川様御上意示付相列小由原御陳所江被御召出  
御目見之上當社御祈願所示被仰附向後亂妨之儀無  
之様御禁制御證文頂戴仕候則御證文御言示曰左

「御伝記」引用

「御伝記」引用

(御伝記補完分)

一 同神領  
八幡郷の内十二町石

一 同境内  
境内西表海邊通り西より北へ百九十七間  
同東裏通り南より東へ二百二十二間  
北の方妻通り七十六間、南方妻通り五十五間

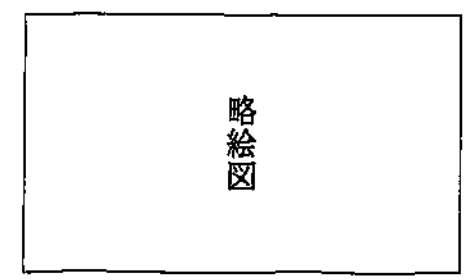
神よ幸行(みゆき)汐垢離(ごり)所  
同海面除地  
当社前海面巾二百間、成の方沖  
見通し權(かい)立て御除地、各(おのおの)一間六尺五寸間なり

右のとおり先規有り来たりにござ候。今度御尋ねにつき別紙略繪圖相添え差し上げ奉り候。以上

上総国市原庄八幡郷  
八幡宮社僧 圓藏坊印

天正十八寅年三月  
同宮神主 譽田齋宮印

御用所 青山藤藏様



(御伝記補完分)

繪圖面之内△印書き上げ文  
この繪圖面、先基のとおり六尺五寸間海内(面)成の方  
見通しがい立て御除地相違ござなく候、このたび御尋ねにつき繪圖面をもって申し上げ奉り候ところくだんのごとし。

上総国市原庄八幡郷  
八幡宮社僧 圓藏坊印

天正十八寅年三月  
同宮神主 譽田齋宮

御用所  
青山藤藏様

(本文に戻る)

同社神主 譽田齋宮

御用掛 青山藤藏様

右のとおり書面二通青山侯へ差し上げ奉り候。しかるところ同年五月  
徳川様御上意につき、相州小田原御陣所へ御召し出され  
御目見えの上當社御祈願所に仰せ付けられ、向後亂暴の儀  
これなきよう御禁制、御証文頂戴仕り候。すなわち御証文、御  
文言にいわく。左に

上総国市原庄八幡郷

以上

上総国市原庄八幡郷 とうじゃ、きくま、やまき、村上、ごい、府中、ごしよ 以上

禁制

- 一 軍勢甲乙人乱妨狼藉事
- 一 放火事
- 一 對地下人百姓非分之儀申付事
- 右之條々堅令停止訖若於違犯之輩者 忽可被處嚴科者也

天正十八年五月日御判

右御禁制御証文一通難有頂戴仕以後代々可為御用旨被仰渡殊御祈願所亦被仰付難有奉畏依且以未神事無怠慢 天下泰平御武運長久之祈猶可抽丹誠者也

天正十九年十月

徳川大納言源朝臣家康公當社厚御信仰被為在依且神領高百五十石御寄進被為有殊亦可為祭祀之旨御判物被下置難有頂戴仕則御証文亦曰

八幡宮

上総国市原郡八幡郷内百五十石事

右如先規令寄附之訖守此旨亦抽武運長久之精誠殊可專祭祀之狀如件

天正十九年辛卯十月日 大納言源朝臣御判

尚以當社者御祈願所被為仰付依之天下泰平御武運

長久之祭禮格式御改之上至徳度之例亦嚴重亦可為祭祀執行旨被仰附依之先例之通可為執行事

柳楯之儀先例之通市原村亦且造立村役人警固五所村當番役江着右役人市原役人一同警固亦且當社江献上社家請取御神輿奉備御神輿幸行之時者市原村役人警固須馬役者市原村亦八郷村々より取之

右之條々至徳度例之通郷村役人共一同相心得諸役無差支可為勤仕旨被仰渡候者也

禁制

- 一 軍勢甲乙人乱暴、狼藉(ろうぜき)のこと
- 一 放火のこと
- 一 地下人(じげにん)百姓に對し非分の儀申しかくること
- 右の條々堅く停止せしめ訖(おわんぬ)。もし違犯(反)の輩においては たちまち嚴科に処さるべきものなり。

天正十八年五月日 御判

右禁制御証文一通ありがたく頂戴仕り、以後代々御用たるべき旨仰せ渡され、ことに御祈願所に仰せ付けられありがたく畏(かしこみ)奉る。よりにて以来 神事怠慢なく、天下泰平、御武運長久之祈精丹精にぬきんずべきものなり。

天正十九年十月

徳川大納言源朝臣家康公當社厚く御信仰あらせられ、よりにて神領高百五十石御寄進あらせられる。ことにもつぱら祭祀すべきの旨、

御判物下し置かれありがたく頂戴仕り、すなわち御証文にいわく。

寄進

八幡宮

上総国市原郡八幡郷内百五十石のこと

右、先規のごとくこれを寄付せしめおわんぬ。この旨を守り、いよいよ武運長久の精誠にぬきんで、ことにもつぱら祭祀すべきの状、くだんのごとし。

天正十九年辛卯十一月日、大納言源朝臣御判

なおもって当社は御祈願所仰せ付けられ、これにより天下泰平、御武運

長久の祭礼、格式御改めの上至徳度の例に任せ、嚴重に祭祀執行なさるべき旨仰せ付けられ、これにより先例のとおり執行たるべきこと。

柳楯の儀、先例のとおり市原村にて造立、村役人警固五所村當番役へ着、右役人市原役人一同警固にて当社へ献上、社家請け取り御神よへ備え奉り、御みこし幸行之時は市原村役人警固す。馬役は市原村ならびに八郷村々よりこれを取る。

右の條々、至徳度例のとおり郷村役人ども一同相心得、諸役差し支えなく勤仕たるべき旨仰せ渡され候ものなり。

天正十九年卯年十一月

天正十九年二月當社領為御取締御禁制高札相立  
候不附境内構之堀新規堀割横口貳間外土揚場一間  
通差除置其内江堀之但高札場所者構堀之外東之角  
定杭之内江建置之者也

天正十九年辰年八月

徳川大納言様當社御信仰厚御思食被為有依之御太

刀一振御寄進被為在則御太刀御銘曰

大納言源家康武運長久特者今度唐入早速

凱陣丹誠之旨趣依如件

上總國市原郡八幡宮奉寄進者也

天正二十年壬辰八月十八日

使者 本多弥八郎正純

右御太刀并御内陣之御鍵

鍛冶工平井和泉守打者也

天正十九年十一月

天正二十年辰年二月、当社領御取り締まりのため御禁制高札相  
立て  
候につき、境内構えの堀新規掘割り、横口二間、外土揚げ場一  
間  
通り差し除き置き、その内へこれを掘り、ただし高札場所は構  
え堀の外東の角、  
定杭の内へこれを建て置くものなり。

天正二十年壬辰年八月

徳川大納言様當社御信仰厚く御思召（おぼしめし）あらせられ、  
これにより御太

刀一振り御寄進あらせられ、すなわち御太刀御銘にいわく

大納言源家康、武運長久、特には今度唐入り早速

凱陣、丹精の旨趣、よってくだんのごとし。

上總國市原郡八幡宮、寄進奉るものなり。

天正二十年壬辰年八月十八日

使者 本多弥八郎正純

右御太刀ならびに御内陣の御鍵

鍛冶工、平井和泉守打つものなり



如此當宮者御由諸厚宮柄亦互神田領性昔之通  
御代々 大樹様 御朱印奉頂戴殊亦可專祭祀  
之旨御免被爲有依之大祭嚴重執行其外月並三日  
節々之神事年々八十余度之祭祀無怠慢  
朝廷寶位無動天下泰平 御武運長久國家安全五  
穀成就夷狄降伏之御祈禱抽丹誠令祈願者也

元祿十丁巳年八月吉辰日

(飯香岡八幡宮藏書)

神田領おう昔のとおり、御代々大樹様御朱印頂戴奉り、ことに祭祀をもっぱらにすべきの旨御免あらせられ、これより大祭嚴重に執り行い、その外月並み三日、節々の神事、年々八十余度の祭祀怠慢なく、朝廷宝位ゆるぎなく、天下泰平、御武運長久、國家安全、五穀成就、異敵降伏の御祈とう丹精にぬきんで祈願せしむものなり。

元祿十丁丑年八月吉辰日

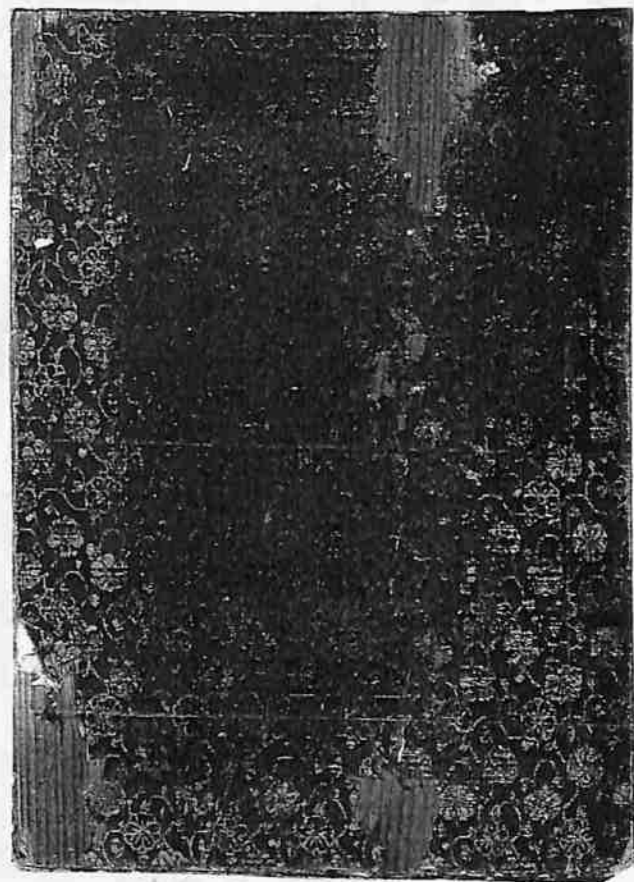
考察メモ

- ①八幡の地名のおこりともなった「飯香岡八幡宮」の歴史はほとんど解明されていないといってもいいだろう。社伝は白鳳4年、天武天皇の命を受けた桜町中納言鎮座で、「上総繪社」「一國繪社」を伝承する。一方、『市原市史』などの史書は創建不詳で、はじめ上総国府の置かれた市原台地近くで市原郷一帯の産土(うぶすな)神として成立、平安時代に国守の崇敬を受けたこと、鎌倉時代から室町時代は市原(庄)八幡宮として朝武の尊崇が厚かったことを記している。また現在地への移転時期は不明で鎌倉時代ははじめから室町中期とみられる。社伝と史実は文字どおり車の両輪であり、両立させながら「飯香岡八幡宮」の歴史を後世に伝えてゆきたい。
- ②昭和63年に市原市教育委員会が纏めた『市原市近世文書目録』に登録された「飯香岡八幡宮文書」は合わせて182点で、うち由緒、縁起文書は『正八幡記』と『市東庄八幡宮縁起』2種、『八幡宮御記録写』の4点だが、『正八幡記』は実物がなく逆にリストにない『御伝記』が保管されている。
- ③また、『市原市史、資料集』には目録にない『上麻(繪)繪社飯香岡八幡宮由緒本記』の引用文が掲載されている。神職に調べていただいたところ10ページ分ほどのコピーが見つかったが現物は確認できなかった。
- ④しかし幸いに江戸中期元文3年の写本が八幡・市川本店で見されていた。市川家は代々八幡宮の社家で、明治維新時の当主は市川大造、大和正藤原常忠、高2石6斗7升であった。江戸後期から昭和戦時下まで醤油製造業を続けた八幡屈指の旧家で、昭和50年代の店舗修理の時2階で見つかった。

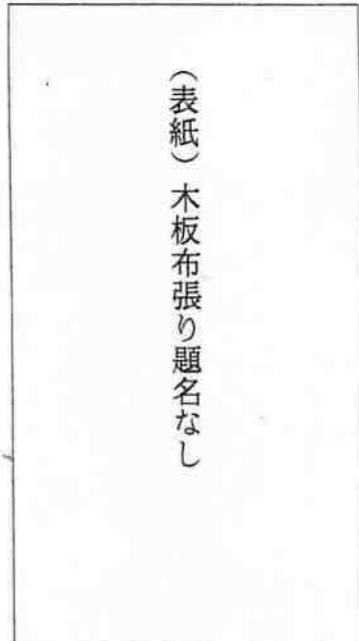
- ⑤写本後書きなどによると、本書以前に存在した『八幡宮由緒本記録、古来伝書』は中世長祿年代までを記録、紙面虫くい、腐食がすすんだので、以後の記録を加えて、元祿10年山下左兵衛介が作成、元文3年山下庸盛再写しとなっている。
- ⑥原文コピーと写本を比較すると、原文の方が書体も丁寧で保存状態も良い。内容は比較範囲ではほぼ同文、写本は後書きを若干修正している。
- ⑦内容ははじめ神話から飯香岡八幡宮の由来を説き起こし、その後の社史や神事式令を同社に伝わる文書や伝承、祝詞で綴っている。
- ⑧前半は伝説的な伝承や神話が多いが、少なくとも中世後期以降の内容は正確で資料的価値は極めて高い。八幡の中近世史を伝える第一級史料といえる。
- ⑨私たち「市原の古文書研究会」は、現在市内の古文書掘り起こしと解説結果を『市原の古文書研究』として順次公刊しています。とくに「飯香岡八幡宮文書」は市川一夫神職の全面ご協力のもと、所有全文書の解説作業中でも『飯香岡八幡宮由緒本記』は重点史料と位置付けています。
- ⑩しかし、本文は祝詞文や古語調が多く、かつ誤字、あて字もあって難解なことから引き続き検討を続けることとしました。
- ⑪本編は検討用仮まとめ資料です。完了時点で改めて『市原の古文書研究』後続編に収載します。内容考察も次回とします。
- ⑫本編はご提供いただいた市川本店・市川信三氏複写写真コピーを解説しました。残念ながら一部に欠落ページがあります。

竹  
根  
記





宝曆12年(1762) 飯香岡八幡宮文書(番号なし)  
飯香岡八幡宮御伝記



(表紙) 木板布張り題名なし

縦 帳

人皇十二代

古語傳云

景行天皇御宇 日本武尊東夷御征伐御時當社江  
御着陳被為在酒飯手奉献處御悦賜此府飯香岡止宣  
從是飯香岡止号其以前石握御影府止号則祭神  
六所大神御鎮座靈地也然尔 人皇四十代  
天武天皇 勅願白鳳四乙亥年三月十五日飯香岡  
奉鎮座 神皇靈 人皇十六代 饗田天皇

古語伝にいう  
一人皇十二代  
景行天皇御宇、日本武尊(やまとたけるのみこと) 東夷御征  
伐御時當社へ  
御着陳(陣) あらせられ、酒飯を献じ奉るところ御悦(喜)  
びたまいてこの府飯香岡と宣(のたまう)、  
これより飯香岡と号す。それ以前石握御影府と号す、すなわ  
ち祭神  
六所大神御鎮座の靈地なり。しかるに人皇四十代  
天武天皇勅願、白鳳四乙亥年三月十五日、飯香岡に  
鎮座奉り、神皇靈は人皇十六代饗田(ほんだ)天皇、

八幡太神 奉祀崇本朝文武神為 朝廷寶位無動  
武運延長國家安泰五穀成就清淨地御撰被為  
在皇當國府飯香岡宮柱太敷立也

中御殿 譽田別尊 息長帯姫命 右御殿 玉依  
姫命 三柱 皇太神 奉鎮座 御勅使 中納言  
季滿殿 御奉幣使 中務女輔時春殿 御兩邸御下向  
吉日良辰 御撰定謹 畏 奉勸請 飯香岡八幡宮也  
則神田領十二町 菊桐御紋社格御定有之 從是地名

八幡太神(はちまんおおかみ)と祝崇奉り、本朝文武神、朝  
延のため、宝位ゆるぎなく、  
武運延長、國家安泰、五穀成就の清淨の地を御選び  
あらせられて当國ハノカミ府飯香岡と宮柱太しく立てて、  
中御殿に譽田別尊(ほんだわけのみこと)、左御殿に息長帯  
姫命(おきながたらひめのみこと)、右御殿玉依  
姫命(たまよりひめのみこと)三柱の皇太神鎮座奉り、御勅  
使中納言  
季滿殿、御奉幣使中務少輔時春殿、兩邸御下向、  
吉日良辰を御選定、謹み畏み勸請奉る、飯香岡八幡宮なり。  
すなわち神田領十二町ならびに菊桐御紋社格御定めこれあり、  
これより郷名  
八幡郷と改め、地名を飯香岡と号すと云々(うんぬん)。当  
社古語伝によりて記す。ただし前にいわる日本武尊へ献備の  
酒飯は、時の神官など起耕するところの稲実をもってこれを  
祝す。  
飯香岡八幡宮ならびに撰社御祭神

八幡邸 改地名 飯香岡止号 止云云 當社古語傳  
依止記 但前日本武尊 獻備酒飯時  
依止記 但前日本武尊 獻備酒飯時

飯香岡八幡宮撰社御祭神

左御殿 息長帯姫命

右御殿 譽田別尊

中御殿 譽田別尊

右御殿 玉依比咩命

左御殿 息長帯姫命

中御殿 譽田別尊

右御殿 玉依姫命

日本武尊

仲哀天皇

經津主命(ふつぬしのみこと)

猿田彦命(さだびこのみこと)

寬平六甲寅年御託宣に

よりて青野ヶ原より當宮御

相殿に永久御遷座あらせられる

右御相殿

天穗日尊(あめのほひのみこと)  
住吉大神(すみのえおおかみ)  
事代主命(ことしろぬしのみこと)

B7D93 1/66



御影社  
六所大神御祭神

伊弉諾命  
伊弉册命  
大日靈尊  
布留太神  
大宮女太神  
荒道皇子  
仁徳天皇  
吳比姫  
宇禮姫

若宮社御祭神

豐玉彦命  
豐玉姬命  
塩土老翁命

海部社御祭神

武甕槌命  
武内大臣  
大己貴命

高良社御祭神

神皇產靈尊  
天御中主命  
高皇產靈尊  
菅原道真公

天神社御祭神

安元二丙申年七月日

右五社は撰社古來御鎮座大神也

御影社  
六所大神御祭神

若宮社御祭神

海部社御祭神

高良社御祭神

天神社御祭神

伊ざ諾尊 (いざなぎのみこと)  
伊ざ册尊 (いざなみのみこと)  
大日靈尊 (おおひるめむちのみこと)  
□々杵尊  
布留太神  
大宮女太神  
荒道皇子  
仁徳天皇  
吳比姫 (くれひめ)  
宇礼姫 (うれひめ)  
豐玉彦命  
豐玉姬命  
塩土老翁命  
武甕槌命 (たけみかずちのみこと)  
武内大臣 (たけしのおおみ)  
大己貴命 (おこなむじのみこと)  
神皇產靈尊 (かみのみすびのみこと)  
天御中主命 (あめのみなかぬしのみこと)  
高皇產靈尊 (たかみむすびのみこと)  
菅原道真公  
康保四卯年二月御神託によりて  
御本宮より御遷座あらせらるなり

一人皇八十代

高倉院安元丙申年千葉介平常胤當宮御祈願被  
依之御神領御寄附並當社前海面見通御除被下

右御文

八幡宮領

寄附

上總州八幡郡領内十町石之夏  
永不可有相違者武運長子孫繁榮音趣御祈願  
可令祈精之狀仍如件

安元二丙申年七月日 千葉介平常胤御判

治承四年八月右兵衛佐源頼朝公為平家追討御出陣  
當宮御信仰被為成道五七騎真鶴崎御乘船  
安房州御着後夫前上總州八幡郡飯香岡之山森  
御着陣備當宮武門守護之御神示深御信仰御祈  
被為有早速神明示千葉家之儀兵數百騎手屬依  
之御冥助為報賽即御供田御寄附其御文

但武州隅田川邊御再陣備  
當神前より神主社家とも供奉

一人皇八十代

高倉院、安元丙申年、千葉介平常當宮御祈願あらせられ、  
これにより御神領御寄付ならびに当社前海面見通し御除き下  
しおかれ候、  
右御文に

八幡宮領

寄付

上総州市原郡領内十町石のこと  
永く相違あるべからざるもの、武運長久、子孫繁昌の旨趣、  
いよいよ丹精にぬきんで  
祈精せしむべきの状、よってくだんのごとし。  
安元二丙申年七月日 千葉介平常胤御判

一治承四年八月、右兵衛佐源頼朝公平家追討のため御出陣、  
當宮御信仰成されられ、おって七騎にて直鶴ヶ崎より御乗船  
あり  
安房州を御着すにそれより上総州八幡郡飯香岡の山森に  
御着陣を備え當宮武門守護の御神により深く御信仰御祈り  
あらせられ、早速神明によりて千葉家の義兵數百騎を屬し、  
これより御冥助報さいのため、すなわち御供田御寄付その御文  
に。

ただし武州隅田川のほとりへ御再陣備えまで  
當神前より神主、社家とも供奉。

今度爲平士追討及戰儀雖爲源家將種未聞家忠  
速可有凱陣者趣可抽丹誠念祈願猶當社  
靈驗冥助因茲上總州八庄十一郡之内爲供田  
百五十町步永奉寄進者也

治承四子年九月日右兵衛佐源頼朝御墨印

謹上

上總州八幡郷飯香岡八幡宮領

市原庄八幡郷内十八町菊間村内八町市原村内五町市元村内七町  
上村内六町惣社内五町山木村内五町大庭谷村内五町御崎村内  
五町 伊隅庄小野田郷内四町五反皆吉村内四町二反久吉村内五町  
三反 菅生庄伊豆島内五町大成村内五町 市東庄相殿村  
内五町八反馬場村内五町三反神房村内五町宮谷村内五町 伊保田  
庄葛藤村内五町筒森村内五町五反 夷北庄荻原村内五町  
今関村内五町 荒田野庄國府台内五町八反荒田野内四町五反  
江渡村内五町石神村内五町  
右御神領村數合二十六か村  
右合百五十町なり

今度平士(氏)追討のため戦におよぶ儀、源家の將種をなす  
といえどもいまだ天運開かず、  
速やかに凱陣あるべき旨趣、丹精にぬきんずべきの条祈願せ  
しむ、なお当社「2字虫くい」  
靈驗冥助、これにより上総州八庄十一郡の内供田として  
百五十町步永寄進奉るものなり。

治承四子年九月日 右兵衛佐源頼朝御墨印

謹上

上総州八幡郷飯香岡八幡宮領

市原庄八幡郷の内十八町、菊間村内八町、市原村の内五町、  
郡元(本)村の内七町、村  
上村の内六町、惣(総)社の内五町、山木村の内五町、大庭  
谷(馬屋)村の内五町、神崎村の内  
五町、伊隅庄小野田郷の内四町五反、皆吉村の内四町二反、  
久吉村の内五町  
三反、菅生庄伊豆島の内五町、大成村の内五町、市東庄相  
(宗)角  
村の内五町八反、馬(番)場村の内五 町三反、神房村の内  
五町、宮谷村の内五町、伊保田  
庄葛藤村の内五町、筒森村の内五町五反、夷北庄荻原村の内  
五町二反、  
今関村の内五町、荒田野南庄国府台の内五町八反、荒田野の  
内四町五反、江渡村の内五町、石神村の内五町  
右御神領村數合二十六か村  
右合百五十町なり

一人皇八十二代

後鳥羽院御宇建久三壬子年八月 征夷大將軍源頼  
朝公當宮御信仰被爲成早速御勝利御凱陣御冥  
助爲報賽宮殿嚴重之御造立猶御名代御三侯御出役  
社格 海面御幸汐垢離場汐干擢立御除地御改御堂  
有之右御造立御文

治承四子年十二月 足立藤九良盛長殿に仰せてこれを納む

上総州市原庄八幡郷八幡宮依冥助建久三速  
一天掌握因茲宮殿新造立託猶武運長又國家  
安泰旨抽精祈殊可專祭祀之狀如件

建久三子年八月 大納言源朝臣頼朝御判

御名代 掃部頭藤原親能殿  
左京進中原仲業殿

治承四子年十二月 足立藤九良盛長殿に仰せてこれを納む

一人皇八十二代  
後鳥羽院御宇、建久三壬子年八月、征夷大將軍源頼  
朝公當宮御信仰なされられ、早速御勝利御凱陣により御冥  
助報さいのため宮殿嚴重の御造立、なお御名代御三侯御出役、  
社格ならびに海面御幸(ぎょうこう)汐ごり場汐干かい立て  
御除地御改め御定め  
これあり。右御造立御文に

上総州市原庄八幡郷八幡宮、冥助により速やかに凱陣、  
一天掌握、ここによりて宮殿を新造立おわんぬ。なお武運長  
久、國家  
安泰の旨、精祈にぬきんずことにもつぱら祭祀すべきの状、  
くだんのごとし。

建久三子年八月 大納言源朝臣頼朝御判  
御名代 掃部頭藤原親能殿  
左京進中原朝臣仲業殿



御奉行

左衛門尉平義盛殿

神主 菅田齊宮藤原義重

社家 祠官中

大工棟梁 修理介正広

御奉行

左衛門尉平義盛殿

神主 菅田齊宮藤原義重

社家 祠官中

大工棟梁 修理介正広

一 當神領之内神事之節、流鑄馬役相務居肥後國產、  
圓藏上申者、右役實体、相務罷有然處、身弱、相成、  
髮珍心願、依、社僧、相成、掃除、考致度、旨願、  
終、差置、尚無、意、相務、依、其、後、延、文、三、戊、戌、年、十、月、  
日、坊、建立、致、因、茲、御、神、領、之内、字、地、尻、上、之、所、屋、敷、地、  
領、致、則、圓、藏、坊、源、明、上、改、  
右、流、鑄、馬、跡、役、之、儀、神、主、社、家、評、議、之、上、庄、右、衛、門、  
附、候、者、也、

一人皇九十九代

後光嚴院御宇、應安二己酉年、征夷大將軍源朝臣義満公

一 當神領の内神事の節、流鑄馬（やぶさめ）役相務めおる肥後  
國産にて  
円藏と申す者、右役実体に相務めまかりあり、しかるところ  
身弱に相なり判  
髪（ていはつ）いたし、心願によりて社僧に相成り、掃除な  
どいたしたき旨願につきその  
まま差し置き、なお意失なく相務めよりてその後、延文三戊  
戌年十一月十  
日一坊建立いたし、ここによりて御神領の内字地尻という所  
屋敷地拝領いたし、すなわち円藏坊源明と改む。  
右やぶさめ跡役の儀、神主社家評議の上庄右衛門へ申し付け  
候ものなり。

一人皇九十九代

後光嚴院御宇、應安二己酉年、征夷大將軍源朝臣義満公

當社御祈願、依、三宮殿御造営御寄附被為、在御奉行  
上杉中務女輔殿御越有之、  
上杉中務女輔殿御越有之、

一人皇百代

後圓融院御宇、永和元乙卯年六月

宣旨執、違被為有、其御文

神祇道管領勾當、天下諸神社執、奏之、夏

社延長五歲聖斷之旨、可執務者、依  
天氣執啓如件

永和元年六月十六日

左中弁宣方

謹上 神道長上殿

一人皇百一代

後小松院御宇、至徳元甲子年九月八日

太政大臣

當社御祈願によりて宮殿御造営、御寄附あらせられ、御奉行  
上杉中務少輔殿御越しこれあること。

一人皇百代

後圓融院御宇、永和元乙卯年六月、  
よろしき旨執違あらせられ御文に。

神祇道管領勾當ならびに天下諸神社執奏のこと、  
延長五歲聖斷の旨に任せいよいよ執務すべくもの、よって  
天氣執啓くだんのごとし。

永和元年六月十六日

左中弁宣方

謹上 神道長上殿

一人皇百一代

後小松院御宇、至徳元甲子年九月、太政大臣



征夷大將軍源義滿公當社厚御祈願被為成感應成  
依正為報賽御神輿四社新造立奉寄進者也

神輿四箇奉獻 奉行上杖中務入道禪助

社家執行善國

大工右衛門尉宗正

右於鎌倉法華堂下中小路新造立也

至徳元甲子年九月八日

右御神輿四社新造立御寄進為御奉行上杖中務殿御  
越右之奉神納此時旧例社格並御神輿御幸海面汐垢  
離場見通權立御除御再定殊可專祭祀皆被仰祈嚴  
重之祭祀執行有之其次第

御神輿幸行之時者夷狄降伏之例也一番御神次大  
鼓社家入馬乘猿田面獅子舞次四神幡役人二人御柳  
役人警固次御神輿四社幸行乃左右江甲冑或備人騎  
谷之鉾警固次音樂乃者其中亦須御神輿守掛

清淨の者選定、烏帽子白張着用一社、計十六人宛奉守  
掛神主、社家之者裝束改乘物又者馬乘、是也  
村役人共麻上下着用、三敬固、是者狼藉無之、申渡  
其旨相守供奉、又氏子中亦三附祭禮、上号奉奉

唱音曲様々乃神踊申樂舞執行御神輿幸行、踊引、  
郷中警衛之儀、右之條々祭式之旨趣、年々執  
行有嚴敷被仰付夏

但柳幡役儀者氏子市原村、申附伐採楯、造立

村役人警固、三郡元村、同村役人警固、八幡  
御所當番役、江渡、右市原村、郡元村當番役人、同警固  
當神前、上奉獻社家受取御神輿、是身備右警固後  
人、神酒為致項戴留、又馬役之儀、氏子市原村御

馬谷、合郷、亦三勤之

右之通祭禮御定式御免被仰付候依之、毎年八月十四日  
至里十六日迄大祭可為執行當日者諸家方難為御公  
用、止往來通行竹矢來、亦三留知但外過道有之村役人案

征夷大將軍源朝臣義滿公、当社厚く御祈願なされられ感応成  
就  
によりて、報賽として御神輿（しんよ）四社新造立寄進奉る  
ものなり。

御しんよ四箇奉獻 奉行 上杉中務入道禪助

社家執行善國

大工右衛門尉宗正

右鎌倉法華堂下中小路において新造立なり。

至徳元甲子年九月八日

右御しんよ四社新造立御寄進、御奉行として上杉中務殿御  
越しこれあり神納奉る。この時旧例社格ならびに御しんよ御  
幸海面汐垢  
離（こり）場見通し權（かい）立て御除御再定、ことにも  
ばら祭祀すべし旨仰せ付けられ嚴  
重の祭祀執行これあり。その次第  
御しんよ幸行（こうぎょう）の時は異狄（敵）降伏の例なり、  
一番に柳、次に太

鼓、社家一人馬乘、次猿田面獅子舞、次四神幡（はた）役  
二人、次柳幡役人警固、次御しんよ四社幸行の左右へ甲冑  
（かっちゅう）武者八騎、  
おのおの鉾（ほこ）を携え警固、次音楽の者その中に列す、  
御しんよ守担は

清淨の者選定、烏帽子白張着用、一社につき十六人ずつ守  
担奉る。神主ならびに社家の者装束を改め、乗物または馬乘  
にて供奉す。

村役人どもは麻上下（あさがみしも）着用にて敬固す。これ  
は狼藉（ろうぜき）これなきよう申し渡し  
その旨相守り供奉す。また氏子中、にて付祭礼と号し失台と  
唱え、音曲さまざまの神踊り、猿樂、舞執り行ない、御しん  
よ幸行の後に引き続き  
郷中これを警衛す。右の条々祭式の旨趣、年々執  
行すべき旨厳しく仰せ付けらるること。

ただし柳幡役儀は氏子市原村へ申し付け伐採楯に造り立て、  
同村役人警固にて郡元（本）村へ渡り同村役人警固、八幡  
御（五）所當番役へ渡り、右市原村、郡本村當番役人一同  
警固

にて当神前へ献じ奉り、社家受け取り御しんよへこれを備  
え右警固役  
人へ神酒頂戴致させる。また馬役の儀、氏子市原村御馬  
谷（大馬屋）ならびに合郷にてこれを勤める。

右のとおり祭礼御定式御免仰せ付けられ候、これにより毎年  
八月十四日  
より十六日まで大祭執行すべし。当日は諸家方御公  
用のためといえども往來通行、竹矢來にて止めきり、ただし  
外過道これあり村役人案

内之人馬人足繼立濱野村五井村江續立當日者  
郷中諸役御免之儀且神事中諸役村々無差支可相勤  
旨同嚴重御被仰付候所如件

至徳元甲子年九月

御同帝御宇嘉慶元丁卯年九月

大將軍源義満公當社御祈願依五御神輿御行以居  
離場海内江之大鳥居新御造立御寄附 御子代

上杉中務殿泰幣高依御被大麻奉獻上者也

右大鳥居笠木合木中書元

奉新造立 上麻總社八幡郷八幡太神宮武將累  
守護之太神也故 大政大臣征夷大將軍源朝臣義満

祈願依五 神輿幸行海面二之鳥居寄進旨趣看

天下泰平武運長久子孫繁榮國家安泰之依祈願圓滿

感應成就心賜止敬白

嘉慶元丁卯年九月日奉行 上杉中務少輔

一人皇百三代

後花園院御宇長録三己卯年三月當社幣殿料殿器新造立

發願依五 征夷大將軍源義政公御名代太田左衛門

佐殿江右新造立仕度旨奉願所早速御上聞被 遣

依五小笠原源左衛門殿御見分有之則御違當料金十兩

御寄附被下置早速御本殿修復を加え、幣殿、拝殿なら

新造立成就致者也

右鳥御禮伏被大麻奉獻也

長録辰年八月十五日

神主市川中務少輔藤原信利  
社家 祠 宮 中

大工棟梁伊織之助永秀

一人皇百四代

後土御門院御宇文明元己丑年八月小弓御所足利右兵衛佐

源義明公御祈願依五當社御屋根古來檜皮葺之處新

銅板に葺替其外御造當御寄進被為有者也

御奉行 真里谷原式部入道恕鑑殿

内の人馬人足繼立ては浜野村より五井村へ繼ぎ立て、当日  
は郷中諸役御免の儀、かつ神事中諸役村々差し支えなく合勤  
むべきの  
旨、一同嚴重に仰せ付けられ候ところくだんのごとし。

至徳元甲子年九月

一同帝御宇、嘉慶元丁卯年九月、

大將軍源朝臣義満公、当社御祈願によりて御神輿御行以居  
り場、海面へ二の大鳥居新たに御造立御寄附、御名代、  
上杉中務殿幣はく奉り、よりて御被い、大麻献上奉るものな  
り。

右大鳥居笠木合木中書に

新造立奉る、上総總社八幡郷八幡太神宮、武將累  
代守護の太神なり。故太政大臣征夷大將軍源朝臣義満

祈願によりて神輿幸行海面二の鳥居寄進、旨趣は

天下泰平、武運長久、子孫繁榮、國家安泰の祈願の依(とこ  
ろ)、円満

感應成就したもうと敬白。

嘉慶元丁卯年九月日 奉行 上杉中務少輔

一人皇百三(二)代

後花園院御宇、長録三己卯年三月、当社幣殿、拝殿とも新造  
立

發願につき、征夷大將軍朝臣義政公御名代、太田左衛門

佐殿へ右新造立仕りたき旨願い奉るところ、早速御上聞に達

せられ、よりて小笠原源左衛門殿御見分これあり、すなわち

御寄付下し置かれ、早速御本殿修復を加え、幣殿、拝殿なら  
びに向拜

新造立、成就致すものなり。

右御礼のため大祓い、大麻献上奉るものなり。

長録四庚辰年八月十五日 神主市川中務少輔藤原信利

社家 祠 宮 中

大工棟梁伊織之助永秀

一人皇百四(三)代

後土御門院御宇、文明元己丑年八月、小弓御所足利右兵衛佐

源義明公御祈願によりて当社御屋根古來檜皮(ひわだ)葺き  
のところ、新たに

銅板に葺替えその外御造當、御寄進あらせられるものなり。

御奉行 真里谷原式部入道恕鑑殿

人皇百七代

正新町院御宇永録二己未年三月千葉平富胤御節會第  
菊麻城主千葉源三平親胤御所御祈願亦依是當  
神領海面汐垢離場江二之大鳥居御再建御寄進有之旨  
趣者 天下泰平武運長久子孫満足之爲御再建御  
爲成候夏 如前頭

當宮御神威日々新ふる益増年々八十余度之大祭祀  
無怠慢 天下泰平辞別御願延宝位無動武運長  
國安安全五穀成就災秋降伏之祈願抽丹誠然處天  
永録亦利國亂甚敷猶元龜二未年織田家之軍將被  
爲強發當社治承以來當州八庄十郡之内神領一時  
被石掃當御古神領其終亦被差置候亦社頭被改  
亦及破壊亦修覆滅石自然行届兼雖然大祭式神事被  
專如古例令執行者訖

天正四丙子年八月 當神領先年減石相成自然御造

當自力亦難叶依五諸御勸進御免之旨  
北條治部少輔殿遠山左衛門殿當社より由諸其外神領  
除地等之儀御尋被爲有別書上文尤  
差上申書上之旨

御勸進所  
八幡宮領

八幡郷之内拾貳町石

神輿御行所  
同海面除地

當社前海面巾貳百間  
成之方見通汐干程立除地

同境内

境内西表海邊通西より北へ百九十七間  
同東裏通り南より東へ二百二十二間  
北の方妻通り七十六間南妻通り五十五間半  
各一間六尺五寸間也

石者御尋亦付以書付奉申上候以上

上總国市原庄八幡郷

八幡宮神主

譽田 齋 官判

天正四丙子年八月

北條治部少輔様

遠山左衛門尉様

一人皇百七(六)代

正新(親)町院御宇、永禄二己未年三月、千葉平富胤、御  
會第

菊麻(間)城主千葉源三平親胤御所御祈願により、当  
神領海面汐ごり場へ二の大鳥居再建御寄進これあり、旨  
趣は天下泰平、武運長久、子孫満足のため、御再建  
なされ候こと。前頭(あらわれる)ごとく

當宮御神威日々新たにしていやまし、年々八十余度の大祭  
祀

怠慢なく天下泰平、辞別に朝廷宝位ゆるぎなく、武運長久、  
國家安全、五穀成就、異敵降伏の祈願丹精にぬきんず、しか  
るところ天文、

永禄に至り國乱甚だしく、なお元龜二未年織田家の軍兵に  
強發され、当社之神領、治承以來当州八庄十一郡之内神領一  
時に

召し上げられ、當郷の古神領そのままに差し置かれ候につき、  
社頭は次第

に破壊に及び減石で修復自然行き届きかね、しかりといえど  
も大祭式神事は

もっぱら古例のごとく執行せしむもの(なり)。訖(おわる)  
一天正四丙子年八月、當神領先年減石につき自然御造

當自力に叶いがたく、よりに諸御勸進御免の儀願い奉りとし  
ろ、御城代

北條治部少輔殿、遠山左衛門殿、当社由緒、その外、神領  
除地などの儀お尋ねあらせられ、すなわち書き上げ文左に。

差し上げ申す書き上げのこと

一 御勸願所八幡宮領 八幡郷の内十二町石

一 神輿御行所ごり場

同海面除地 当社前海面巾二百間、

成の方沖見通し立除地

一 同境内 境内西表海邊通り西より北へ百九十七間

同東裏通り南より東へ二百二十二間

北の方妻通り七十六間、南妻通り五十五間半

おのおの間六尺五寸間なり

右はお尋ねにつき書付をもって申し上げ奉り候。以上

天正四丙子年八月

上總国市原庄八幡郷

八幡宮神主社家社僧

北條治部少輔様

遠山左衛門尉様

繪代 神主 譽田 齋 官判



前書之通書差上候處早速御聞濟之上勸進  
御免許被下置候御文左

上總國八幡宮可造管趣肝要候  
依之諸郷勸進之度待其意者也

天正四年  
御朱印

齋藤善七郎捧之

天正九年辛巳年六月

當社為御造管 八幡宮新市御免願所早速御聞  
濟被下置七月御免許頂戴則御文左

八幡之郷守護不入

相定新市之奉為立候押買狼藉堅

停止殊於近郷取候役之度

如前々其所可改之近郷未進役

前書のとおり書面差し上げ候ところ早速御聞き濟みの上勸進  
御免許下し置かれ候。その文左に

上総國八幡宮造管すべき趣、肝要に候。  
これにより諸郷勸進のこと、その意を得るものなり。  
天正四年九月 齊藤善七郎これを捧げる  
御朱印

天正九年辛巳年六月  
當社御造管、八幡宮新市御免願い奉るところ、早速御聞き  
濟み下し置かれ七月御免許頂戴、すなわち御文左に。

八幡の郷守護不入  
相定め、新市のこと立たせ候、押し買ひ、ろうぜき堅く  
停止(ちようじ)、ことに近郷において取り候役のこと、  
前々のごとくそのところにてこれを改めべく近郷にて未進  
役

於八幡中致策謀度不可叶郷中高人諸役  
免許之儀不可有相違者也仍如件

刑部 女輔 奉之  
谷澤丹波守  
天正九年辛巳年七月  
御朱印

天正十八年庚寅三月

徳川様當社御信仰被為成御用所青山藤藏殿蒙  
嚴命當社由諸神領等悉鋪御尋有先規有未之通書下

畧繪圖相添奉差上候其文左

差上申書上之度

天武天皇御勅願  
八幡宮寶殿  
征夷大將軍源義満公御寄進  
神輿四社

同神領

八幡郷之内十二町石

同境内

境内東表海道通從西北百九十七間  
同東裏通從南東百九十七間  
北方妻通從七十六間南方妻通從五十五間半

神樂御前御座場  
同海面除地

当社前海面巾貳百間成の方沖  
見通し汐干立除地全間成方沖也

右之通先規有来尔御座候今度御尋上付  
別紙略繪圖相添奉差上候以上

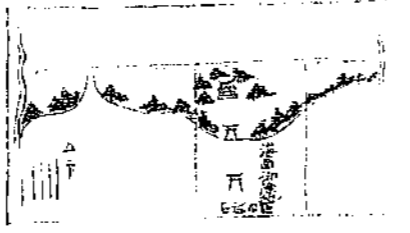
上総国市原庄八幡郷  
八幡宮社僧

圓藏坊印

天正十八寅年三月

同宮神主  
譽田齋宮印

御用所  
青山藤藏様



繪圖面之内印書上

此繪圖先規之通六尺五寸間海内成の方  
見通し御座候相違無御座候此度  
御尋上付繪圖面并奉申上候如件

上総国市原庄八幡郷  
八幡宮社僧  
圓藏坊印

天正十八寅年三月  
同宮神主  
譽田齋宮印

御用所  
青山藤藏様

右之通書面二通青山殿江差上候同年五月  
徳川様御上意亦相州小田原江神主被召出御目  
見被仰付右書狀御尋之上領地海面除地先規之通  
被仰付猶當社御祈願被為捷為御證上向後領内亂  
無之様御禁制御證又項戴并神主三郎之名拜領致則  
御又尤

一しんよ御行塩ごり場 当社前海面巾二百間成の方沖  
同海面除地 見通し汐干かい立除地  
各一間六尺五寸間なり

右のとおり先規有り来たりにごさ候、今度御尋ねにつき  
別紙略繪圖相添え差し上げ奉り候。以上

天正十八寅年三月

上総国市原庄八幡郷  
八幡宮社僧 圓藏坊印  
同宮神主 譽田齋宮

御用所  
青山藤藏様

(繪圖面)  
繪圖面之内△印は書き上げの文  
この繪圖面、先般のとおり六尺五寸間海内(面)成の方  
見通しかい立て御除地相違ごさなく候、このたび  
御尋ねにつき繪圖面をもって申し上げ奉り候ところくだ  
んのごとし。

天正十八寅年三月  
上総国市原庄八幡郷  
八幡宮社僧  
圓藏坊印  
同宮神主  
譽田齋宮印

御用掛  
青山藤藏様

右のとおり書面二通、青山殿へ差し上げ候、同年五月  
徳川様御上意につき相州小田原へ神主召し出され、御目  
見え仰せ付けられ、右書狀御尋ねの上領地ならびに海面除地、  
先規のとおり  
仰せ付けられなお当社御祈願遊ばされ、御証として向後領内  
乱暴  
これなきよう御禁制御証文頂戴(ちようだい)ならびに神主  
三郎の名拜領致しすなわち御文左に。

軍勢甲乙人等亂妨狼藉更

放 火 更

對地下人百姓非分之儀申被更

右之條々堅令停止訖着於違犯之輩者

忽可被處嚴科者也

天正十八年五月日御判物

右御證文頂戴是。領内如先規諸更可被致旨被仰舟  
雖有同神祭專致候更

天正十九年十一月

德川様當社深御信仰被為成依之古神領十二町石以上  
御高百五拾石上御改則御牛元等利 御墨印壹通頂戴

上総国市原庄八幡郷 そうしや

禁制 村上 ざい 以上

一軍勢甲乙人等乱暴、狼藉(ろうぜき)のこと

一放火のこと

一地下人(じげにん)百姓に對し非分の儀申し掛けること

右の條々堅く停止(ちようじ)令(せしむ)おわんぬ。若

(もし)違犯(反)の輩(やから)は、  
忽(たちまち)嚴科(げんか)に処されべくものなり。

天正十八年五月日 御判物

右御証文頂戴、これより領内先規のごとく諸事致されべく旨  
仰せ付けられ

天正十九年十一月

德川様當社深く御信仰なされられ、これより古神領十二町石  
をもつて

御高百五十石と御改め、すなわち御手元より御墨印一通ち  
うだいす。

寄進 八幡宮

上総国市原郡八幡郷之内

百五拾石更

右如先規令寄附之訖守此旨

弥抽武運長久之精誠殊可

專祭祀之狀如件

天正十九年辛卯年十一月日大納言源朝臣御墨印

天正二十壬辰年二月當社領為御表繪御禁制高札相立

候亦境内構堀新規堀割横口貳間外土揚場壹間通

差除置其内江構堀之并

但高札場所者構堀之外  
東之角定杭之内に建置者也

天正二十壬辰年八月

德川様當社御祈願被為有依之御太刀壹振御寄進則  
御太刀御銘左

上総国市原郡八幡郷

禁制 村上 ざい 以上

一軍勢甲乙人等乱暴、狼藉(ろうぜき)のこと

一放火のこと

一地下人(じげにん)百姓に對し非分の儀申し掛けること

右の條々堅く停止(ちようじ)令(せしむ)おわんぬ。若

(もし)違犯(反)の輩(やから)は、  
忽(たちまち)嚴科(げんか)に処されべくものなり。

天正十八年五月日 御判物

右御証文頂戴、これより領内先規のごとく諸事致されべく旨  
仰せ付けられ

天正十九年十一月

德川様當社深く御信仰なされられ、これより古神領十二町石  
をもつて

御高百五十石と御改め、すなわち御手元より御墨印一通ち  
うだいす。

御文左に。ただしこれより年々神主御目見え仰せ付けられ御  
盃ならびに御時服拝領すものなり。

寄進 八幡宮  
上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと

右先規のごとくこれを寄付せしむ。この旨を守り、

いよいよ武運長久之精誠にぬきんず、ことに  
祭祀をもつばらにすべきの状、くだんのごとし。

天正十九辛卯十一月日 大納言源朝臣御墨印

天正二十壬辰年二月、当社領御取り締まりのため御禁制高札  
相立て

候につき、境内構え堀新堀掘割り、横口二間ほか、土揚げ場  
一間通り

差し除き置き、その内へこれを構え堀る。  
ただし高札場所は構え堀の外

東の角、定杭の内へこれを建て置くものなり。

天正二十壬辰年八月、德川大納言様當社御祈願あらせられ、  
これにより御太刀一振り御寄進、すなわち  
御太刀御銘左に。



大納言源家康、武運長久、恃者今度唐入  
早速凱陣、丹精の旨趣、依如件

上総國市原郡八幡宮奉寄進者也

天正二十年壬辰八月十八日

使者 本多弥八郎正純

右御太刀並御内陣御鍵

鍛冶工 平井和泉守打者也

慶長十八年己丑八月本多上野介殿へ当境内間敷書之趣  
其文尤

八幡宮境内宗間地書上之文

西方海表通南、北之構堀之内延百九十七間  
但堀巾敷間外土揚場壹間除有之

東表通南、北之構堀之内延百九十七間

北之方妻通東之隅、西海邊延七十六間

南之方妻通南之隅、西海邊延五拾五間半

御本社中通東、西、鳥居延九十五間  
當社前通海面巾敷百間、成の方見通、汐干、權、除地  
各壹間六尺五寸間也

右之通先規有米御座候以上

上總國市原庄八幡郷  
御朱印地八幡宮

慶長十八年八月

神主菅田大内藏亮判

本多上野介様

御役人中

八幡宮境内之内御三候、御藏造立、外藏屋敷、貸  
地之分 間地、堅(たて)九十間、横十九間

本多佐渡守殿

本多上野介殿

永井信濃守殿

慶長十九甲寅年五月

右三給地頭方御藏造立、御藏米運送新規澤堀  
割地所當社表海面御除地之内、別紙証文のとおり取  
地所當社表海面御除地之内、別紙証文のとおり取

大納言源家康、武運長久、持すは今度唐入り  
早速凱陣、丹精の旨趣、よってくだんのごとし。

上総國市原郡八幡宮、寄進奉るものなり。

天正二十年壬辰八月十八日

使者 本多弥八郎正純

右御太刀ならびに御内陣の御鍵

慶長十八年己丑八月本多上野介殿へ当境内間敷書之趣、  
その文左に。

八幡宮境内宗(総)間(檢)地書き上げのこと

一西の方海表通り南より北の構え堀の内まで百九十四間、  
ただし堀幅二間、外に土揚げ場一間除これあり。

一東裏通り南の隅より北の構え堀の内まで二百二十間

一北の方妻通り東の隅より西海辺まで七十六間

一南の方妻通り南の隅より西海辺まで五十五間半

一御本社中通り東より西一の鳥居まで九十五間  
一当社前通り海面巾二百間、成の方沖見通し汐干かい立て除  
地。おのおの一間六尺五寸間なり  
右のとおり先規有り来たりにごさ候。以上

上総國市原庄八幡郷

慶長十八年八月

御朱印地八幡宮  
神主菅田大内藏亮判

本多上野介様

御役人中

八幡宮境内の内、御三候へ御藏造立につき藏屋敷に貸  
地之分 間地、堅(たて)九十間、横十九間

本多佐渡守

本多上野介

永井信濃守

慶長十九甲寅年五月  
右三給地頭方御藏造立につき、御藏米運送新規澤堀(みお)掘  
割地所當社表海面御除地の内、別紙証文のとおり取り決  
その文に。

拝借地証文差上帳

八幡宮 見通 四百拾間  
御除地

上巾口

拾貳間

地底尻

八間

山岸南北

三十間

同東西

拾八間

此度御運送濟地書面之通拜借申處實正也右為真

加金壹兩宛年々相納可申候石為向後證文差上申

候以上

慶長十九甲寅年五月

村役人惣代

善六印

利兵衛印

羽右衛門印

善左衛門印

八幡宮

御役所

右証文取置貸地致候度

拝借地証文差し上げ帳

八幡宮御除地見通し 四百八十間

上巾口 十二間

地底尻 八間

山岸南北 三十間

同東西 十八間

このたび御運送澤(みお)地、書面のとおり拝借申すところ  
実正なり、右真

加金として一兩ずつ年々相納め申すべく候、右向後のため証  
文差し上げ

申し候。以上

慶長十九甲寅年五月

村役人惣(総)代

善六印

利兵衛印

羽右衛門印

善左衛門印

八幡宮

御役所

右証文取り置き、御除地の内貸地致し候こと。

身照宮止奉祝崇御神祭於神前齋祭

幣帛等御被御神樂音樂奏御膳神酒等種々切手

奉献 猶元和三丁巳年四月十七日御神忌祭執行前同

様奉齋毎年祭祀可令執行更

徳川様二代君

征夷大將軍源朝臣秀忠公 御判物如先規被下置候

御文左

八幡宮領上總国市原郡八幡郷之内

百五拾石任去天正十九年十一月日先判

之旨永不可有相違之状如件

元和三年五月十日御判物

元和九癸亥年八月

右大臣源朝臣秀忠公

征夷大將軍源朝臣家光公

一太政大臣征夷大將軍源朝臣家康公、元和二辰年四月十七日  
薨御(こうぎよ)たまう。東照宮と祝崇を奉り、御神祭神前  
において齋(つつしみて)  
幣はくを奉り御被(はらい)、御神樂執り行なう。音楽を奏  
で、御膳、神酒等種々の物を  
献じ奉り、なお元和三丁巳年四月十七日、御神忌祭祀を執り行  
なう。前同  
様つつしみて奉り、毎年祭祀執り行わせしむべきこと。

一徳川様二代君

征夷大將軍源朝臣秀忠公、御判物先規のごとく下し置かれ候、  
御文左に。

八幡宮領上總国市原郡八幡郷の内

百五拾石のこと、去る天正十九年十一月日先判

の旨に任せ、永く相違あるべからずの状、くだんのごとし

元和三年五月十一日 御判物

元和九癸亥年八月

右大臣源朝臣秀忠公

征夷大將軍源朝臣家光公

兩御所御上洛被爲成依之於當社七日之間  
天下泰平武運長久國家安全之祈願抽丹誠音樂奉  
御神供種々物奉備候

一 寛永三丙寅年九月

右府公 大政大臣被爲擬御轉任依之當社七日之間  
天下泰平武運長久之旨抽丹誠奉祝詞種々之物献  
音樂令祈願者也

一 寛永五辰年四月

征夷大將軍源家光公  
日光御社參被爲成依之當社三日之間武運長久御路中  
御安泰之旨奉祝詞祈願執行致者也

一 寛永十一年七月

死大臣様御上洛依之於當社七日之間  
天下泰平武運長久御路中御安泰之旨奉祝詞抽丹誠  
御神供種々物奉備音樂奉候夏

一 寛永十三年正月

大樹君日光御社參被爲成當社三日  
武運長久御路中御安泰之旨奉祈願抽丹誠也

一 徳川様御三代

源朝臣家光公 如先規御判物被下置候御文尤

八幡宮領上總国市原郡八幡郷之内

百五十石之夏任天正十九年正月九日

五月十日両先判之旨永不可有相違者可  
抽國家泰平之精祈之狀如件

寛永十三年十一月九日御判物

一 寛永十七年辰四月

大樹君日光御社參被爲成依之當社三日之間  
武運長久御路中御安泰之旨奉祝詞御神樂音樂奉  
御神供種々之物奉備令執行者也

兩御所御上洛なされられ、これにより当社において七日の間  
天下泰平、武運長久、国家安全の祈願、丹精にぬきんで  
音楽、  
御神供え奉り、種々の物を備え奉り候。

一 寛永三丙寅年九月

右府公、太政大臣になし遊ばされ御転任、これにより当社七  
日の間、  
天下泰平、武運長久の旨丹精にぬきんで祝詞奉り、種々の物  
献じ、  
音楽奉り、祈願せしむものなり。

一 寛永五辰年四月、征夷大將軍源朝臣家光公、

日光御社參成されられ、これにより当社三日の間、武運長久、  
御路中  
御安泰の旨祝詞奉り、祈願執行致すものなり。

一 寛永十一年七月、左大臣様御上洛、これより当社において七  
日の間、

天下泰平、武運長久、御路中御安泰の旨、祝詞奉り、丹精に  
ぬきんで  
御神供え、種々の物を備え奉り、音楽を奏で候こと。

一 寛永十三年正月

大樹君日光御社參成させられ、当社三か日、  
武運長久、御路中御安泰の旨祈願奉り、丹精にぬきんずもの  
なり。

一 徳川様御三代

源朝臣家光公、先規のごとく御判物下し置かれ候、御文左に。

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、天正十九年十一月、元和三年  
五月十一日両先判の旨に任せ、永く相違あるべからずもの  
の、  
國家泰平の精祈にぬきんずべくの状くだんのごとし。

寛永十三年十一月九日 御判物

一 寛永十七年辰四月

大樹君日光御社參成させられ、これにより当社三か日の間、  
武運長久、御路中御安泰の旨、祝詞奉り、御神樂、音楽を奏  
で、御神供え、種々の物備え奉り執行なせしむものなり。



境内之内御地頭方江藏屋敷に貸地之分有

永井豊前守殿 藏地分 南より北江廿二間 東より西江十九間

永井式部少輔殿 同 南より北江廿二間 東より西江十九間

酒井兵部少輔殿 同 南より北江廿三間 東より西江十八間

堀三左衛門尉殿 同 南より北江廿三間 東より西江十九間

右之通貸地致依之年々為地代米壹俵貳斗藏并善左衛門より納者也 寛永十九年四月改之

寛永十九年四月

大樹君日光御社参被為成先例之通於當社三か日

武運長久御路中御安泰之旨御膳御神酒種々之物備奉幣帛祝詞執行抽丹誠者也

慶安元子年四月

大樹公日光御社参被為成如先規三か日 天下泰平

武運長久御路中御安泰之旨奉幣帛祝詞執行抽丹誠種々之物予備音楽奏候也

慶安二丑年四月

大樹公日光御社参被為成當社如旧例三か日

天下泰平武運長久御路中御安泰之旨神酒御膳御

備奉幣帛祝詞奏音楽抽丹誠執行有之者也

當領内之内御藏地に貸地之分今度間地相改之御四家地頭方藏守善左衛門より先例之通證文取置貸地致候則其文也

差上申證文更

八幡宮御領地之内中改

一境内の内、地頭方へ藏屋敷に貸地の分左に

永井豊前守殿 藏地分 南より北へ二十二間 東より西へ十九間

永井式部少輔殿 同 南より北へ二十二間 東より西へ十九間

酒井兵部少輔殿 同 南より北へ二十三間 東より西へ十八間

堀三左衛門尉殿 同 南より北へ二十三間 東より西へ十九間

右のとおり貸地致し、これにより年々地代として米一俵と二斗ずつ、藏守 善左衛門より納むものなり。 寛永十九年四月これを改める

寛永十九年四月

大樹君日光御社参成させられ、先例のとおり当社神前において三か日、

武運長久、御路中御安泰の旨、御膳、御神酒、種々の物備え幣はく、祝詞執行行ない、丹精にぬきんずものなり。

一慶安元子年四月

大樹公日光御社参成させられ、先規のごとく三か日、天下泰平、武運長久、御道中御安泰の旨、幣はく、祝詞執行行ない、丹精にぬきんで、種々の物を備え、音楽奏で候こと。

一慶安二丑年四月

大樹公日光御社参なさせられ、当社旧例のごとく三か日、天下泰平、武運長久、御路中御安泰の旨、神酒、御膳、神供えを 備え奉り、幣はく、祝詞、音楽を奏で、丹精にぬきんで執行ないこれあるものなり。

(一) 当領内の内御藏地に貸地の分、今度間(檢)地相改め左のとおり

御四家地頭方藏守善左衛門より先例のとおり証文取り置き貸地致し候、すなわちその文左に。

差し上げ申す証文のこと 八幡宮御領地の内中改め

南北拾九間  
東西拾五間

永井豊前守藏地

南北拾九間  
東西拾三間

永井式部少輔藏地

南北廿一間  
東西拾四間

酒井兵部少輔藏地

南北二拾間  
東西拾三間

堀三左衛門藏地

如此借地申所實正也石冥加年々米壹俵斗戴斗  
宛御神納可仕事

御神役之儀者三月八月兩度相勤平常御除之事  
御地面御入用之節者明渡可申事

前頭相違無御座石藏守上申一札如件

寛文元五年三月

石藏守 善左衛門印  
立会人 長助印

御神領

御代官所

南北十九間、東西十五間 永井豊前守藏地  
南北十九間、東西十三間 永井式部少輔藏地  
南北二十一間、東西十四間 酒井兵部少輔藏地  
南北二十間、東西十三間 堀三左衛門藏地  
このごとく貸地申すところ実正なり。右冥伽(みょうが)年々米一俵と二斗

ずつ御神納仕ること。

御神役の儀は三月、八月兩度相勤め、平常御除のこと、御地面御入用の節は明け渡し申すべく候。

前頭(あらわる)に相違ござなく候につき、差し上げ申す一札くだんのごとし。

寛文元五年十二月

右藏守 善左衛門印  
立会人 長助印

御神領

御代官所

右書面之通此度間地相改貸地為冥加ト申事  
米壹俵ト戴斗宛藏守善左衛門上納ス之

一 寛文二壬寅年九月氏子左の名前の者祈願成就依石之手水(ちようず)鉢寄進奉る。

上總國市原郡八幡住人谷十三人

梅田猪兵衛 和田茂兵衛 田中五郎七

石川七郎衛門 中村九良兵衛 田中長助

旗草三良兵衛 伊藤甚左衛門 宮田甚兵衛

松原羽右衛門 真野兵左衛門 菊地市良左門

宮田理兵衛

右名前一同奉寄進者也

寛文三癸卯年四月

將軍源家綱公日光御社參被爲成依三當社先例之通  
天下泰平武運長久御路中御安全之旨三日奉神供祝

右書面のとおりこのたび間地相改め貸地冥加として年に米一俵と二斗ずつ藏守善左衛門よりこれを上納す。

一 寛文二壬寅年九月、氏子左の名前の者祈願成就によりて石の手水(ちようず)鉢寄進奉る。

上總國市原郡八幡住人おの十三人なり

梅田猪兵衛 和田彦兵衛 田中五郎七

石川七郎衛門 中村九良兵衛 田中長助

植草三良兵衛 伊藤甚左衛門 宮田甚兵衛

松原羽右衛門 真野兵左衛門 菊地市良左門

宮田理兵衛

右名前一同寄進奉るものなり

一 寛文三癸卯年四月、將軍源家綱公日光御社參ならせられ、よりて當社先例のとおり  
天下泰平、武運長久、御路中御安全の旨、三か日神供え、祝

詞執行無怠慢音楽奏者也

寛文四辰年永井豊前守殿當社御信仰被為威依之神  
前向拜之御額當代之銘筆予以御寄進有之則額面充

八幡宮

額表書 豊藏坊孝雄筆

奉寄進額 永井氏直頼 發頭神主姓市川氏  
譽田齋宮藤原好房  
寛文四年甲辰四月 洛陽住人落堂新兵衛景秀割之

右之通書筆有之候夏

徳川大樹四代君

征夷大將軍源朝臣家綱公御判物如先規被下置候御  
文左

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内  
百五拾石事任天正十九年七月九日元和三年  
五月十一日寛永十三年七月九日先判之旨

詞執行ない怠慢なく音楽奏するものなり。

一寛文四辰年、永井豊前守殿、当社御信仰ならせられ、これより神  
前向拜の御額當代の名筆をもって御寄進これあり。すなわち

額面左に。 額表書 豊藏坊孝雄筆

裏書きに 八幡宮 奉寄進額 永井氏直頼 發頭神主姓市川氏  
譽田齋藤原好房

寛文四年甲辰四月 洛陽住人二階堂新兵衛景秀割之  
右のとおり書筆これあり候こと。

一徳川大樹君四代君

征夷大將軍源朝臣家綱公、御判物先規のごとく下し置かれ候、  
御文左に。

八幡宮領、上総國市原郡八幡郷の内  
百五十石のこと、天正十九年十一月九日、元和三年  
五月十一日、寛永十三年十一月九日、先判の旨に任せ

永不可有相違者可抽國家安泰之懇  
祈者也仍如料

寛文五年七月十日 御判

寛文五年七月 神祇道之儀從 公儀諸神社

被仰渡候御趣意書 定

諸社之祢宜神主等專學神祇道所為其崇敬之神

跡弥存知之有未し神事祭禮可勤之尚後冷怠慢者  
可取放神職事

社家位階從前口傳奏遂昇進之輩者弥可為其通  
事

無位之社人可着白張其外之將來者以吉田許狀  
可着之事

神領一切不可賣買事 附不可入質物事  
神社小破之時其相應當可加修理事

永く相違あるべからずのもの、國家安泰の懇  
祈にぬきんずべしなり、よつてくだんのごとし。

寛文五年七月十一日 御判

一寛文五年七月、神祇道の儀、公儀より諸神社へ  
仰せ渡され候、御趣意書左に記す。

一諸社の彌宣(ねぎ)神主等専ら神祇道に学び、その崇敬の  
所為、神

体彌(いよいよ)これを知らせ存し有り来たる神事、祭礼  
これ務むべし。尚後怠慢せしむ者、  
神職を取り放つべきこと。

一社家位階前々より伝奏をもって昇進遂げる輩(やから)は  
いよいよそのとおりにすべきこと。

一無位の社人、白張を着すべし。そのほかの装束は吉田許狀  
着のこと。

一神領一切売買べからずのこと。付(つけたり)入質物不可  
のこと。

一神社小破の時、その相成に修理を加えべきこと。



附神社無怠慢掃除可申附事

右之條々堅河守之若違犯之輩於有之者隨科之  
輕重可令沙汰者也

大和守

美濃守

豐後守

雅樂守

德川大樹五代君 征夷大將軍源朝臣綱吉公  
如先規御判物被下置候御文左

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内

百五拾石事任天正十九年十月九日和三年

七月十一日先判之旨永不可有相違者可抽

國家安泰之懇祈之狀如件

貞享二年六月十日  
御判

貞享三丙寅年五月當社殿隨犬對願主上總國市原郡

八幡郷住人田中佐助勢州安濃郡津八幡町住人川口

助兵衛兩人祈願成就亦依互奉寄進者也

付、神社怠慢なく掃除申し付くべきこと。

右の条々堅くこれを守り、もし違反のやからこれあるにおい  
ては科(とが)の

輕重に隨(したが)い沙汰(さた)せしむものなり。

大和守(久世広之)

美濃守(稻葉正則)

豐後守(阿部忠秋)

雅樂頭(酒井忠清)

一德川大樹五代君、征夷大將軍源朝臣綱吉公  
先規のごとく御判物下し置かれ候、御文左に。

八幡宮領、上總國市原郡八幡郷の内

百五拾石のこと、天正十九年十一月九日、元和三年

五月十一日、寛永十三年十一月九日、寛文五年

七月十一日先判の旨に任せ、永く相違あるべからずのもの、

國家安泰の懇祈にぬきんずべしなり、くだんのごとし。

貞享二年六月十日  
御判

一貞享三丙寅年五月、当社殿隨犬(こまいぬ)一對、願主上総  
國市原郡

八幡郷住人田中佐助、勢州安濃郡津八幡町住人川口

助兵衛兩人祈願成就によって報賽(ほうさい)として寄進奉  
るものなり。

元禄四辛未年 八幡宮幣殿拜殿立直心新造立有

堀飛彈守殿 大久保伊豆守殿御両家御信仰有

依之為御造営料止御藏米御寄進被為海老氏子大小之

家々助力手盡神納有之御金用當所住人田中長助

井三左衛門

元禄七甲戌年六月十日 榊原七良右衛門殿

御祈願亦依互雄鳩千九十六羽神納則境内亦於生令修

行候夏

元禄八乙亥年六月十日當所住人杉井三左衛門當社

信仰亦依互御影社再建新造立奉寄進者也

元禄十丁丑年六月十日右同心心願成就亦依互

八幡宮瑞垣再建新造立奉寄進者也

一 元禄四辛未年、八幡宮幣殿、拜殿立て直し新造立これあり、  
堀飛彈守殿、大久保伊豆守殿御両家御信仰これあり、  
これより御造営料として御藏米御寄進あらせられ、ならびに  
氏子大小の  
家々助力を尽くし神納これあり。御金用、当所住人田中長助、  
杉井三左衛門。

一 元禄七甲戌年六月十日、榊原七良右衛門殿  
当社御祈願によりて雄鳩千九十六羽神納、すなわち境内にお  
いて生令修  
行候こと。

一 元禄八乙亥年六月十一日、当所住人杉井三左衛門當社  
信仰によりて御影社再建、新造立寄進奉るものなり。

一 元禄十丁丑年六月十一日、右同心心願成就によりて  
八幡宮瑞垣(みずがき)再建、新造立寄進奉るものなり。

亦於正齋奉幣帛祝詞神供種々之物備十六日、十八日、  
三日音楽奉奏祭祀奉修行者也

徳川大樹八代君 征夷大將軍源吉宗公如先規  
御判物被下置候御文也

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内

百五拾石事依當家先判之例永不可有  
相違者可抽國家安泰之懇祈之狀如件

享保三年七月十日  
御判

享保十三申年四月 大樹君日光御社參被為成先  
例之通當社三日間 宝祚宝位無動天下泰平武運長  
久御路中御安泰之旨備神供種々之物奉幣帛祝詞御  
神樂奏音樂令修行者也

延享四年卯年八月

徳川大樹九代君 征夷大將軍源朝臣家重公  
如先規御判物被為下置候御文也

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内  
百五拾石事依當家先判之例永不可  
有相違者可抽國家安泰之懇祈  
之狀如件

延享四年八月十日  
御判

宝曆十年十一月

御判物御改被 仰出候ふ付御附屬所松平大和守殿  
より御達有之則御副書より御掛奉行松平和泉守殿  
戸田采女正殿御同座より御改相濟寫書目録計御請  
取置御本紙者御席より御返被成候更

宝曆十二年八月

徳川大樹十代君征夷大將軍

一正徳五未年四月十七日、東照宮一百年御神祭、当社  
においてつつしみて幣はく、祝詞奉り、神供え種々の物備え、  
十六日より十八日まで  
三か日音楽を奏で祭祀修行奉るものなり。

(一) 徳川大樹八代君、征夷大將軍源吉宗公、先規  
のごとく御判物下しおかれ候。御文左に

八幡宮領上總國市原郡八幡郷の内  
百五拾石のこと、当家先判の例によって永く  
相違あるべからずのもの、國家安泰の懇祈にぬきんずべく  
の状、くだんのことし。

享保三年七月十一日  
御判

(二) 享保十三申年四月、大樹君日光御社參なさせられ、先  
例のとおり当社三か日間、宝祚宝位ゆるぎなく、天下泰平、  
武運長  
久、御路中御安泰の旨、神供え種々の物備え、幣はく祝詞奉  
り御  
神樂音楽奏で修行せしむものなり。

一延享四年八月

徳川大樹九代君、征夷大將軍源朝臣家重公、  
先規のごとく御判物下しおかれ候。御文左に

八幡宮領上總國市原郡八幡郷の内  
百五拾石のこと、当家先判の例によって永く  
相違あるべからずのもの、國家安泰の懇祈にぬきんずべく  
の状、くだんのことし。

延享四年八月十一日  
御判

(一) 宝曆十辰年十一月

御判物御改め仰せ出され候につき、御付屬所松平大和守殿  
より御達しこれあり、すなわち御副書にて御掛かり奉行松平  
和泉守殿、  
戸田采女正殿御同座にて御改め相濟み、写し書、目録ばかり  
御請け  
取りおき、御本紙は御席にて御返しなされ候こと。

(二) 宝曆十二年八月、徳川大樹十代君、征夷大將軍

源朝臣家治公如先規御判物被下置候御文並

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内

百五拾石事依當家先判之例永不可有

相違者可抽國家安泰之懇祈之状如件

宝曆十二年八月十一日

御判

36



右者是迄八幡宮御留書古来傳書有之候

其曆數百年乎曆尔依是紙面蠹腐文字多入

難分所有依之今正之社傳之書記謹而寫

之猶亦宝曆十二年之後記此而謹而可記

源朝臣家治公、先規のごとく御判物下しおかれ候。御文左に

八幡宮領上総國市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、当家先判の例によって永く

相違あるべからずのもの、國家安泰の懇祈にぬきんずべく

の状、くだんのことし。

宝曆十二年八月十一日

御判

右はこれまで八幡宮御留書古来伝書これありところ、

その曆數百年を歴（へる）によって紙面蠹（虫）腐り、文字多

く分かりがたきところあり、これによりいまこれを正し、社伝の

書記謹みてこれを写し、猶亦（なおまた）宝曆十二年の後記、このあとに

謹みて記すべし。

37